UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
DS871.K25 C001
TEMPO GIMINROKU.
3 0112 029913081

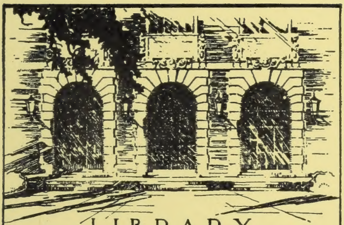

LIBRARY
OF THE
UNIVERSITY
OF ILLINOIS

DS
871
.K25

DS
871
.K25

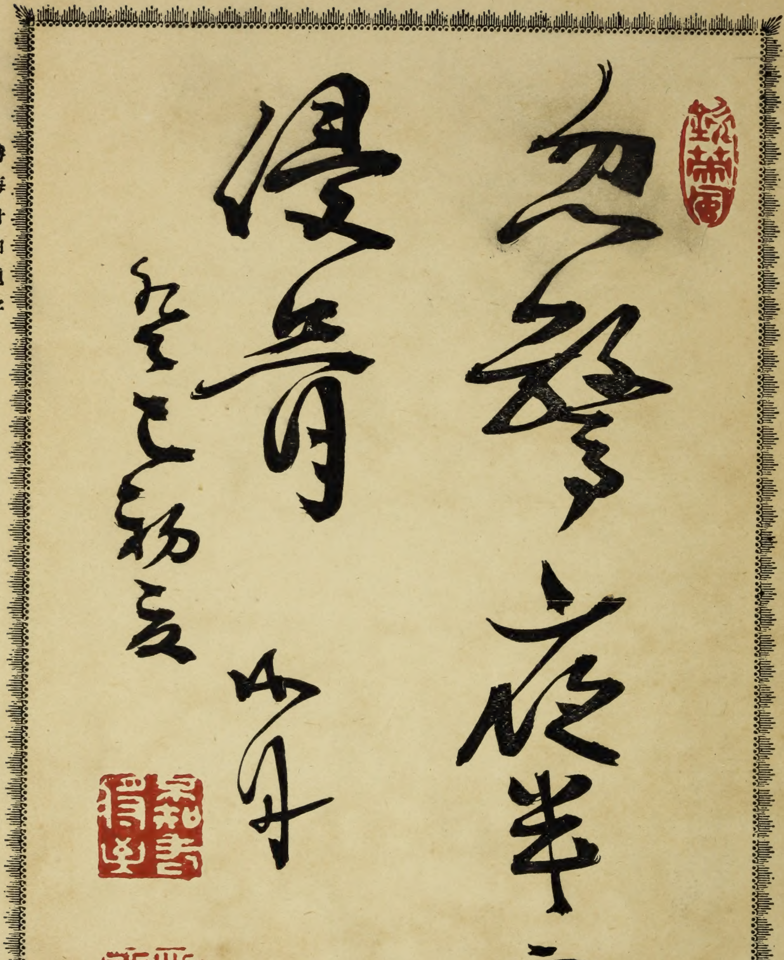

勝海舟伯題字

烱心

江馬正人君題字

如母

天江老人題

題天保義民録

背水子輯天保義民録成焉
来請題一言余一讀掩巻
歎曰嗚乎水野侯之有志
於治者而為姦人所誑則
使無數人民冤死實可慨

中邨鼎五君序　巖谷修君書

矣蓋舊幕府之世武斷爲治使下民不敢出氣故苟有自下訴上者不論曲直必殺而无赦遂至以義人爲亂民名實轉倒何其甚也夫代萬人以身殉難非義而

何如天保義民之事抗幕
吏之訴其姦在當時謂之
亂民雖然幕吏所爲貪
墨暴虐實所不忍聞三
郡之人思食其肉而下情不
上通所謂階前萬里子古

中部鼎五君序　巖谷修君書

痛憤於是乎水野侯不
得寧其職也義民子孫會
明治中興之運始得覩青
天白日今又得此編當日
之事情暴白于世義民
有知當瞑于地下余在當

時猶幼然略有所見聞故
於此書有感〻焉是所以
不辭而題詹言也
明治廿六年春二月
水口確堂中邨鼎五撰

中邨鼎五君序　巖谷修君書

金粟巖谷收書

題天保義民錄　　天台道士

何代必無收斂臣。俯仰今昔涙痕新。
愁雲深鎖鏡山月。殘霧長迷野水春。
代衆誠心善除害。殺身俠氣遂成仁。
流風遺俗寧消滅。竹帛千年傳義民。

序

昔し江州に義民あり幕府の酷吏に抗して身に刑戮を受け其事正史に傳はらさるに非らすと雖も世に其詳かなるを知る者寡し此等の輩は所謂身を殺して仁を成したるの志士仁人なり其功績の隱沒して未た世に顯著ならさるは誠に遺憾なり

とす背水河郁君は夙に民權の誼を唱へ此等先輩の遺風餘烈を景慕して措かす自ら筆を執て其事蹟を輯錄し題して天保義民錄と名け之を世に公にせんとし余に序を囑す余偶ま閑を偸み一夜之を讀む鬼哭の聲啾々として燈前に迫り英魂毅魄は此書の成るに因り來て享くる所

あるか如し嗟此靈氣ある美玉は年久しく琵琶湖の底に沈淪して顯はれす今や此著ある初めて其光を江湖の上に放ち世人をして之を仰き見るを得せしめ義民の靈亦た以て自ら安んする所あらん

明治廿六年五月

後樂處士識

UNIVERSITY OF
ILLINOIS LIBRARY

天保義民錄序

人間社會ハ能ク道理ヲ解シ又之ヲ實施スヘキ活氣アリ若シ之ヲ失ヘハ死物ノミ人間社會ヲ活動セシムルニハ二個ノ要素アリ自由之理、平等之權是レナリ若シ此二者ヲ欠ケハ社會ノ幸福ヲ妨ケ人民ノ權利ヲ害シ治民ノ術ヲ誤ルニ至ル抑モ

土地所有ノ權タルヤ社會ガ其持主タルヿヲ公認スル時ノ間ニ在リ一朝社會カ之ニ對シ其是非ヲ論シ其所有ヲ許サヽル時ハ忽チ其所有權ヲ廢セザルヲ得ス即チ幕府ハ曩ニ吾日本ノ大地主タリ然レドモ社會ノ變遷ニ隨ヒ其領地ヲ廢セラレタリ昔シ封建ノ勢、盛ンナルノ時ニ當

テヤ擅ニ土地ニ租税ヲ賦課シ甚キハ收斂ヲ極メ良民ヲ虐ケタリ天保年間江州ニ義民アリ毅然トシテ幕府ノ苛政ニ抗シ以テ幾十萬ノ同胞ヲ水火ノ中ヨリ救ヒ出シタリ此等ノ義民ハ其心實ニ自由之理ヲ解シ平等之權ヲ重スル者ナリ河郁吉三君ハ江州ノ人ナリ其事跡ノ世ニ埋

没セン乛ヲ憂ヘ之カ傳記ヲ著ハシ以テ世ニ公ニセントス余ハ其擧ヲ賛シ茲ニ一言ヲ叙スト云爾

明治二十六年六月

根本　正識

天保義民錄

例言

一 此書之れを其時に當て其事ふ處する者野洲郡小篠原村澤口丈助、甲賀郡岩根村若柳久右衛門其他の者老嫩八に質し參ふるに玉田玉亭遺書、江州甲賀郡騷動風聞寫、福島治郎兵衛遺書、甲賀騷動由來聞書並に中村嘉兵衛・小山七郎兵衛藏書の百足再來記等に記する所を以てす

一 此書聞くに隨て記し見るに隨て錄せしを以て滲漏差謬或は少からす又重複もあり贅言も無きにあらす故に之れを添刪し訂正を加へむと欲するも鄉友

屢書を寄せて曰く將さに義民の祭典を擧けんとす其際要する所あれは速に出版せよと思ふに百事分陰を爭ふ今日其完全なるを求めて空しく時期を失はんより寧ろ充分ならすと雖とも目下の用に供せんには如すと遂に稿本の儘を以て印刷に付せり觀者幸に補正焉

一材料を集め編輯を助けし諸氏は左の如し

栗太郡常盤村　片岡米太郎
仝　葉山村　園田喜兵衛
甲賀郡石部驛　福島眞次郎
仝　水口驛　西村利一
野洲郡河西村　田中兵次郎

仝　仝　杉本理三郎
仝　守山驛　宇野佐壽郎
仝　野洲村　玉田善助
仝　速野村　今川正直
仝　三上村　田中直道
仝　仝　平野八右衞門
仝　仝　橋本利右衞門
仝　仝　大谷治作

以上

明治癸巳五月

背水處士識

天保義民錄目次

第一　京都町奉行所より江州の庄屋を召し撿地を言渡す事
第二　幕吏市野茂三郎苛酷なる撿地を行ふ事
第三　土川平兵衛、黄瀬文吉と救濟策を講する事
第四　土川、黄瀬及ひ田島治兵衛愁訴の計を定むる事
第五　三郡の庄屋戸田、水口の兩所に大會を開く事
第六　人民蜂起して市野茂三郎の旅館を襲ふ事
第七　撿地十萬日延期の事
第八　京都町奉行より一揆の追捕として與力、同心を江州に出張せしむる事

第九　幕府關源之進、戶田嘉十郎を大津に派遣し蜂起事件を糺問せしむる事

第十　數多人民鞭撲の下に斃れ怨氣獄上に立登る事

第十一江戶大白洲に於て土川平兵等を再ひ糾問し並に裁許申渡の事

以　上

天保義民録

背水處士著

第一　京都町奉行所より江州の庄屋を召し撿地を言渡す事

天保十二年辛丑春正月徳川覇府十三代征夷大將軍兼右大臣源家慶、老中越前守水野忠邦に命し吏市野茂三郎をして諸國の田を撿せしむ茂三郎時に乘して威福を恣にし賄賂公行して頗る苛酷を極む明年冬十月近江の民蜂起して茂三郎を攻む撿地のこと遂に息む其概略を記すれは左の如し

蜂起に最も關係ある甲賀、野洲、栗太三郡の地形より說き起さん此の三郡は東より西に走り其東に位するものを甲賀郡とす全郡は東伊賀、伊勢に彊ひし地勢漸次に低くして野洲、栗太の兩郡に接す野洲、栗太の兩郡は甲賀に續て起り相並ひて西の方琵琶湖に達し以上の三郡は東海或は中山の二道に接す抑東海道は京都に始まり大津を過ぎ勢田橋を渡れば即ち栗太郡にして同郡草津驛に至り東海、中山の兩道始めて岐る而して草津驛より甲賀郡石部、水口、土山の三驛を經て鈴鹿山を越へ勢州に至る即東海道なり中山道は草津驛に起り野洲郡守山驛を經て蒲生郡武佐驛、愛知郡愛知川(當時は神崎郡に屬せり)犬上郡高宮、坂田郡鳥居本、馬場、醒ケ井、柏原の諸驛を過ぎ美濃に入る

野洲郡に三上山あり一名百足山又は近江富士とも稱する名山にして其高さ一千百八十八尺周圍一里十一町五十間にして山の半腹に妙見堂あり乃ち三上の藩主遠藤但馬守の創立に係る茲に登りて湖上を眺望すれは風景佳絶にして近傍第一の勝地なり

淨助法親王の歌に　（續拾遺集雜の部）

雲はるゝ三上の山の秋風に
さゝなみ遠くいつる月影

紫式部の歌に

野洲川や廣瀨は田子の浦に見て
三上か嶽は富士の粧

三上山の南麓に三上村と名くる一邑あり邑中に壯麗なる

第邸あり是れ則遠藤侯の陣家にして侯は一萬石を領する定府の大名なり抑も此の三郡には大小の川流ありて就中大川と稱すへきものは野洲川、仁保川、屋の棟川、草津川、狼川、大戸川等なり而して野洲川最も大なり其水源は勢州鈴鹿山より出る松尾川と伊賀より出つる杣川と合して横田川とあり甲賀、野洲の兩郡を横斷して琵琶湖に入る此の野洲川や東海道石部驛と水口驛の中間にある渡し場を横田と呼び又横手と稱し中山道守山驛と武佐驛間の渡口を野洲川と名く

近江全國の總石高は八十四萬四千二百八十二石一斗六桝一合五勺七才にして井伊掃部頭其中二十八萬零三百石を領し(井伊家は三十五萬石なれとも近江に在るは二十八萬

零三百石なり)州の北部犬上郡彦根に城し本多兵部少輔は六萬石を領し州の南部滋賀郡膳所に城し加藤能登守は二萬五千石を領し甲賀郡水口に城し高島郡大溝には二萬石の分部若狹守あり蒲生郡仁正寺には一萬八千石の市橋下總守あり神崎郡山上には一萬三千石の稻垣若狹守あり坂田郡宮川には一萬石の堀田豐前守あり三上の領主遠藤俟等にして其外幕府の直轄三萬五千石余は滋賀郡大津の代官石原清左衛門之れを支配し甲賀郡信樂の代官多羅尾久右衛門は在勢州の幕府領四五萬石と共に凡そ十萬石を支配せり然れとも代官の支配地は常に增減あれは一定し難し其外他國大小名の領地、旗下の士即ち幕臣の采地、社寺の食邑等ありて其管轄頗る錯雜せり今甲賀、野洲、栗太、蒲生四

郡の石高を擧れは左の如し

蒲生郡は拾三萬八千九百零一石余にして栗太郡は六萬五千九百四十八石余なり野洲郡は六萬五千六百九十九石余にして甲賀郡は七萬六千八百二十三石余とす即ち其の合計三十四萬七千三百七十一石余なり

此の四郡の領主の數は左の如し

井伊掃部頭、稲葉丹後守、市橋下總守、稲垣若狹守、今川主水、伊藤釆女、石丸佐兵衛、同伊右衛門、一尾與市、井口武三郎、石川左膳、同民部、石原藏人、稲垣河内守、市橋寛次郎、今出川殿(公家)井上武三郎、本多兵部少輔、堀田豐前守、北條相摸守、堀田鑛之丞、同主膳、同源右衛門、同豐五部、辨慶勝兵衛、戸田五助、小笠原佐渡守、御鋳屋松井但馬、織田圖書頭、同帶刀、同彥四郎、小野飛驒

守、岡野熊治郎、岡部權左衛門、岡井孫三郎、同權右衛門、小野隨心院、岡部美濃守、奧田八郎右衛門、分部若狹守、渡邊丹後守、同伊三郎、同伊十郎、同勝之進、同城之進、和田五郎、渡邊勇次郎、加藤能登守、河野豐前守、横田權之助、同甚左衛門、高木伊勢守、竹中大學、武島左衛門、同三十郎、多羅尾四郎右衛門、同久八、瀧川八助、高井五兵衛、瀧川播磨守、建部十郎左衛門、柘植左兵衛、同長門守、根木主水、內藤加賀守、上田彌吉、上林左仲、能勢帶刀、野一色兵庫頭、朽木信濃守、同修理、黑川內匠、矢島與八郎、山口藤左衛門、同房之助、山中平吉、柳澤監物、山岡岩三郎、松平陸奧守、松平伯耆守、同伊豫守、同大和守、同五郎左衛門、同八十郎、同甲斐守、同熊吉、伏屋新助、後藤庄三郎、國領太兵衛、遠藤但馬守、青木新左衛門、有馬釆女、新見出雲守、酒井紀伊守、齋藤攝津守、三

枝土佐守、最上監物、西鄕孫九郎、笹山吉之助、同金彌、坂井五郎兵衛、同八郎左衛門、同五郎三郎、木下左門、京極織江、同伊太夫同伊織、同左門、同能登守、水野河內守、美濃部彥十郎、同與藤治同龜三郎、同八郎右衛門、同八左衛門、神保四郎左衛門、島左京、廣幡殿(公家)尾張大納言、土方半四郎、同河內守、日野若狹守、平岡藤兵衛、本阿彌十郎右衛門、關伊織、諏訪部左京、同長八郎、諏訪左兵衛、雀部勝之亟及ひ石原、多羅尾の兩代官等にして其他別に社寺領ありこれを四郡の領主とす

天保十二年冬十一月京都町奉行所より突然江州琵琶湖邊及ひ川々筋の各村庄屋に宛て招喚狀を發せり各村庄屋は此の招喚狀を見て直に京都に上り町奉行所に出頭せしに奉行口達して曰く

今般近江國湖水縁り及ひ川々筋各村地先きの空地又は堤外洲寄り地等の新開きと相成る可き場所を見立て御見分仰せ出されたる間其用意を致し御汰沙を相待つ可し

但し此度の御見分は先年と事違ひ御公儀樣より直々仰せ出されし譯にて御公役方自から御見分遊され候儀に付愁訴歎願ヶ間敷義は决して相成らさる間其方共に於て能く御旨意を相守り各村長さ百姓は勿論小前の者共に至るまて心得違ひ致さゝる樣急度申付置く可し

斯の如く達せられ庄屋等は退て相共に私語して曰く復た今助の再來るかと悲憤忽ち胸に迫るも所謂鷹と雉子なれは詮術なく涕を呑て請書を捧呈し殼皷として各々歸

郷の途につけり其請書の文面は左の如し

御請書

一　私共村々被　召出左の通り被　仰渡候　江州湖水縁幷に仁保川野洲川草津川高島郡知內川百瀨川石田川鴨川安曇川通等の御料私領村々地先きの空地堤外附寄り洲の新開きと可相成場所此度爲見分御勘定方被差出候間村々地先き新開きと可相成場所銘々繪圖面に認め御勘定方廻村の節可差出候右は願人有之見分被　差遣候譯には無之從　公儀見分被　差遣候事に候間事實に取調へ可差出候御調の上御仁惠の御沙汰も可有之間心得違致間敷候猶追々取糺の上申渡候義も有之間其旨可存候

右之通被　仰渡奉畏候依之御請書奉差上候以上

何之誰領分又ハ知行所

天保十二年丑冬　近江國何郡何村

庄屋　某印

京都

御奉行所様

附言

是より先き文政年中に大久保今助ゐる者公儀へ出願し湖邊及ひ川々筋の洲寄り地見分として來れり是の時に當て撿地を受たる村落は非常の苛税を賦課せられ野洲郡今濱、吉川、幸津川、野田、野村の五箇村は其負擔最も重きを加へ就中今濱村の如きは六百石零六斗零六合の高よ

り貳百六十石を打出されしを以て全村次第に疲弊に陥り今尙は酷しき困難なりと云ふ而して此の撿地たるは湖邊數十箇村に止めて其他には及ばざりしも江州人民の今助を惡むと毒蛇も啻ならず故に今助の再來と云ふなる可し又奉行の口達も先般は願人今助に許されし撿地なるか故に少々の歎願は聽き居けしも今度は將軍家直に仰せ出されたる譯なれば如何なるをあるも御無理御尤もなりと御受け致す可しと云ふの意なるべし

斯くて見分の日愈々近つきけるに各村の人民は其領主の代官より歎願哀訴等の事を嚴しく差止められ皆色を失ひ聲を呑て見分の寛嚴如何あらんと其沙汰をのみ案し居たり

第二　幕吏市野茂三郎苛酷なる撿地を行ふ事

十二月見分の先き觸れ仁保川筋の名村に到着せり（仁保川は蒲生、野洲の兩郡に屬す其村落凡百二十箇村餘あり）其見分着手の順次たるは仁保川北の村落にして最下流に位する野洲郡野村より始まり夫より北に沿ふて泝り小田、江頭、仁保の三箇村を經て蒲生郡の田中江村より上は原村、西明寺村等の山奥の村々まて登りつめ又南側の村々を順次に下り最下流の野洲郡野田村に至るの達書なり然るに仁保川筋の人民は野洲川、安曇川等は仁保川よりも大川なれは見分は安曇川か野洲川より着手せらる可しと思惟せしに

事全く顚覆せしかば其周章一方ならず假に風呂又は雪隱を新築し壁の上塗り疊の表換へ天井なき庄屋の如きは假かに天井を張るもあり盛砂、布砂等をなすもあり前栽の刈込又は道路、橋梁の修繕を急く等其混雜は實に言語に絕したり

因に云ふ武斷以て天下を御し人民を視ると牛馬の如くし壓制苛虐到らさるなき幕末のことなれは代官所の手代等か年々歲々豐凶撿見の爲めに巡回するも猶ほ盛砂、布砂等の煩累あり且幕府よりの回狀の如きは一點之を汚すも亦罰せられたる位なれは苟も之を閱するには所謂齋戒沐浴の鄭重を加へ天井なき室内に在ては之を繙かさるを常とせり家中若し天井なかららんか止むをを得

す傘を廣けて天井に代へ其下にて閲せしあり是れ他あし煤塵の爲めに回狀を汚さんを懼るればなり夫れ代官所の手代及ひ回狀すら猶ほ此の如し況んや彼の暴威を逞せる幕吏に於てをや人民の周章狼狽思ひ見る可し

讀者今日を以て當時の事に比する勿れ

中旬に至れは幕府の勘定方市野茂三郎、普請役大坪本左衛門、同藤井鉄五郎、添役江州甲賀郡信樂代官多羅尾久右衛門の手代柴山金馬、大津代官石原清左衛門の手代山下五四郎京都組同心芝田清七、上田榮三郎等江州撿地役として竿取繩引等を引率し一行四拾餘人傲然として野洲郡野村に到着せり是時部下の者庄屋を召して命して曰く

三寶を此れへ持參致せ

と庄屋は恐る懼る三寶を捧呈すれは茂三郎は黒天鵞絨の袋に納れたる御朱印ある もの を恭しく三寶に載せ之を床に据へ再拜して後ち自ら其横側に坐す又一人の士、庄屋を召し又手云ふやう

御朱印、御用物、皆な御大切なる御荷物なれは火の用心を大切に致す樣急度心掛可し

と庄屋は更に村中へ其旨を傳達しけるに村民は針の筵に坐するの思を爲し本陣近傍の人家は焚火を禁すること彼の寒食の如しと云ふ

斯くて彌々田地の丈量となりけるに何そ圖らん其間竿は長さ拾壹尺六寸の竿に拾貳尺貳分の目を盛りたるものなりけれは人民の恐愕落膽は殆と名狀す可らす何れも胸を

割るゝか如くなり

附言

撿地とは田畑山林屋敷等總ての地所を尺度を以て測量し反別を改め土地の位を正し高石盛り即ち地租額を定るを謂ふ國家の盛衰人民の安危皆之れに依るものなれは孟軻も仁政は經界より始ると謂へり此の理を辨せすして只反別を打出し税斂を重くするを以て功とする時は國家の滅亡を免れす故に撿地奉行は經濟の道に達し能く下情を熟知し德器其任に堪たる人を撰むを以て肝要とす我國撿地のを上古は知るに由なし今ま日本記に由て之れを考ふるに大化年中唐朝の制に倣ひ租税の法を定め田長さ三十歩廣さ十二歩を一段とし十段を一町

とすとあれは往古の一反は三百六十歩と見へたり其後足利將軍の頃より貫高と云ふ事始り田畑千坪を壹貫とし六貫の地所より一騎の軍役を勤むる事とし一反の地所三百六十歩にては軍役の勘定煩はしとして始て三百歩を以て一反としたる由なり其後文祿年中豐臣太閤檢地の時の一反は三百歩にて間竿は六尺三寸ゟり德川家に至り慶長、元和の頃の檢地は間竿六尺零一分にして三拾歩を一畝とし十畝を一反とし十反を一町とす是に因て文祿年中以前を古檢と云ひ慶長、元和以後を新檢と云ふ然るに其頃までは諸事寛大にして檢地餘歩、畔引、四壁引等確たる法律もゟく田畑の廣狹も亦一ならす天和、貞享の頃より追々檢地條目等相定り元祿年中飛驒國檢地

●の節條目を改正し其後享保年中關東所々幷に大和國撿地の節に古法を取捨し始て新撿條目相定れり以來之れを天下の法律とし天保年度に至るも猶は然り其條目中此事に肝要ゐる箇條を摘錄すれは左の如し

新田撿地御條目

第四條に曰く

一其村。名主。年寄。組頭幷。頭百姓之內吟味之上。人數相應に申付。落地仕間鋪旨幷。道筋用水溝幅等。無益之儀無之樣。有体に案內可仕旨。誓詞可申附事

附たり繩引竿取召仕等に至るまて。若非儀於有之者。御代官御勘定人之內へ。早速可申出旨。誓詞前書に可載事

第五條に曰く

一間竿者六尺壹分壹間之積りに付。壹丈二尺二分。盛込之貳間竿を以て打之。壹反三百坪たる可し

第六條に曰く

一繩者壹間之管(クダ)繩。六拾間。或は三拾間繩を用べし。繩延縮可有之間。早朝幷四つ時八つ時改之。勿論管透目無之樣能締。壹間宛間數の札を付け可申事

第二十九條に曰く

一間數反畝歩石盛附。惣て撿地致方。村中惣百性申分無之哉。竿取繩引下々迄。非儀成る仕方無之哉。吟味之上。申分無之候はゝ。其段惣百姓連印一札可取事

第三十一條に曰く

一作毛不踏荒樣。念入可申付。且又御代官御勘定入幷。下役竿

取等に至るまて。木錢拂其所有合の野菜(ヤサイ)を以。一汁(シツ)一菜の外。酒肴一切不差出。諸事費無之樣。吟味可申付事

右撿地者百姓永代家督に候條。撿地石盛地面致相當候樣。可入念者也

午八月

右之條目は享保十一年午八月の改正なり而して手代、竿取、案內百姓等の起請文は左の如し

竿取起請文前書

一今度村々就御撿地私共竿取被仰付候上者。田畑間數無相違樣入念。假令親子兄弟知音之者の田畑に候共。毛頭依怙(エコ)贔負(ヒイキ)不仕正路に竿打可申事

一御撿地有之村々者不及申。道中筋村々たりとも所之者へ

對し非儀不申掛。調物等代物早速相拂尤押賣買仕間鋪事

一御撿地に付何方にても。衣類諸道具酒肴何品にても。音物一切受用仕間鋪。若手入箇間鋪。義仕候もの有之候はゝ。音物之品急度相返し。其趣早速可申上事

右之條々雖爲一事於致違犯者

神文

年號支月日　　何之誰血判

撿地手代起請文前書

一此度村々撿地御用被仰付候。　公儀御爲筋第一に奉存御後(ウシ)ろ闇(クラ)き義聊仕間鋪候。撿地御條目之趣堅相守。田畑上中下の位付。并石盛之義及心程念入。山林其外竿入申候場所。間尺延縮無之樣可仕事

附たり寺社町人百姓等へ對し。非儀仕間鋪候。親子兄弟親類緣者知音。並逗留之宿等之者にても。無依帖贔負物毎正路可仕事

一御料私領寺社領並他村入組者地元百姓共案内爲致。有体に相改可申候。撿地の儀に付自分を不立。同役とも相談仕御爲能方多分に付可申候。惣て當分可入諸色。所之相場直段付取之。買調代物急度相拂少にても。百姓之費に成儀仕間鋪事

附たり撿地に付初中後何人よりも。音物一切受用仕間鋪候。勿論借物貸物又者非分の賣附仕間鋪事

一撿地御用中出役之内。如何樣の儀有之候とも。遂遺趣遺恨間鋪候。且御威光を以奢たる儀仕間鋪事

附たり右之趣召仕の小者迄。誓詞可申付事

右之條々雖爲一事於致違犯者

神文

年號支月日

何之誰手代

何之誰居判

撿地案內之百姓起請文前書

一此度見取場御撿地に付。私共案內被仰付。在來候見取田畑者不及申。新開切添起返等の場所。山林原野沼（ママ）池（イケ）等に至るまて。地面引落申間鋪候。若少たりとも落地有之候はゝ。早速可申上事

一田畑上中下の位付。無僞有体に可申上候。私共所持之田畑。又者親子兄弟親類緣者知音好身寺社其他何者によらす。

依怙贔負仕間鋪候。假令中惡敷者にても。少も無非儀。正路に可申上事

附たり案內に付村內の者は不及申。他所之者に而も。撿地之儀に付て之事と存候はゝ。金銀米錢衣類諸道具其外少之品たりとも一切受用仕間鋪候。此旨妻子等にも堅申付候事

一御撿地に付被成御尋候儀。無隱可申上候。田畑に竹木植立又は荒置候場所有体可申上。勿論御撿地前。田を畑に仕又は地所惡鋪見へ可申手立箇間鋪儀一切爲致不申。新に道を廣け堀を掘り候樣なる儀不仕樣。村中能可申合事

一御撿地野帳御貸渡被成候節。田畑位付幷間數反畝歩等。相違に奉存候儀候はゝ。御帳面に付紙いたし可申上候。勿論

正路に無御座。私欲の儀惣百姓共にも爲仕申間鋪候。御帳面寫取地主立會。田畑地所引合。落地間違(ケンチガヒ)字違(アザナチガヒ)名違等。御座候はゝ早速可申上事

一新道新堤新堀等。可奉願所御座候はゝ。村中相談之上鋪地御除置被下候樣仕。早速普請可仕候勿論御除之分少も狹め申間鋪事

一溝鋪。道鋪等無益之儀御座候はゝ。是亦有体可申立。都而水掛引等後々不相紛樣。其場所毎に委細に御案內可仕事

一御料私領寺社領。幷他村入組之地境。無僞有体に可申上事

一御撿地に付御役人中。幷下々之衆迄。若し非分成儀御座候はゝ。早速可申上候。右之衆中少々之物たりとも。音物仕間鋪候。諸色御買物者所之相場有体に賣上。代物受取可申候。

若し非分之賣買被成候はゝ。無隱可申上候。御役人衆依怙贔負。被成候儀及見聞候はゝ。是又可申上候事

右之條々雖爲一事於致違犯者

神文

年號支月日　　何國何郡何村

案內百姓

誰　血判

誰　血判

右は撿地變移の槩略と當時法律の槩略あり而して租稅も亦上古のをは知る能はす白雉三年の令には段の租稻一束半とあり但し稻一束とは人の片手にて三握りを一把とし拾二把を一束とす而して一束の稻より舂米五桝

を得とあれは壹反の租は玄米にて七桝五合ゐり以來慶雲三年迄五十餘年の間多少の異同はあるも大凡壹町の租は玄米七斗五桝と絹一丈、絁二丈、布一段なり其後弘仁の頃より延長、承平年中まて百二三拾年の間は一反に付米三斗三桝七合五夕位の租なり是れより後は所謂武門武士なるものゝ私威を逞ふし諸庄園を押領し朝貢を怠たり税歛を厚せしより租税の法國々區々にて規則一定せす楠河内守は十分の二を收納せられたれは隣國の百姓子の如くに來りて山林迄も居餘りたりと古書に記す是に由てこれを觀れは其頃の租税も推て知るへし其後足利家に至り四六の法を立てゝ十分の四を租とし剩る六分を百姓の作德とす豐臣太閤天下一統の後ち更に法を

立てゝ曰く天下の租税三分の一地頭之を取り三分の二百姓自から之を取る可しと德川家に至りては五公五民の法を立て玄米壹石の收獲あれは五斗を租税とし五斗を作德とす說き來て玆に至れは六尺一分を以て壹間とするも五尺八寸を以て壹間とするも收獲の折半を租税とすれは田租の實に至ては寬嚴なかる可き譯なるも全く然らす何となれは享保十八年より水旱の害を蒙むる爲めに其收獲大に異同ある田地は年々其田地の有毛檢見を爲し現在の收獲を調查したる上にて貢米を定むるも異同なき田地は定免と名つけて數年の收獲を平均し每年增減なく田租を徵收す例へは田壹反の收獲米年々壹石五斗あるものと認むれは其田を高壹石五斗と位を

定む之を石盛と云ふ此石盛にて大抵古檢と新檢の平衡を取りしなり故に無據事情ありて人民より新檢を出願すれは格別左もなけれは縱令地廣の村方たりとも領主地頭は申に及はす幕府と雖とも譯もなく再檢するをはなき成規なり

然るに既に石盛高の定りたる六尺一分間の田地を新たに五尺八寸間を以て測量すれは一反に付貳拾壹歩余の空地を生す而して田租は舊來十二尺二分二間の石盛高に依て徴し又打出したる貳拾一歩余にも更に石盛高を付して田租を徴收せんとする手段なれハ共田租は十分の五三五余となり且つ近江國は延寶年度戸田左門の檢地あり此の檢地は六尺一分檢なり全國三分の一余りは

此の撿地なるも其他は古撿即ち六尺三寸間なり古撿地の一反よりは五十三坪九合二勺餘の空地を生す而して舊來の石盛高は六尺三寸間相應に付しあれは之れに打出し反別五十幾坪の石盛高を加ふる時は其租殆と十分の六に達す且つ甲賀郡信樂郷の山村に至りては所謂る抓高なる村落あり是等の村柄に至りては其難澁幾はくなるか未た知る可らす顧ふに白雉年度の租額は三十分一の弱なりしに絹、絁、布を添るも猶は二十分の一に達せす弘仁年度は十分の一三五なり足利政は十分の四豐臣政は十分の三三三德川政に至りて十分の五となり加るに賦役、高掛け、傳馬宿入用、六尺給米、藏前入用等と唱へ種々の雜税を課すれは當時民力の疲弊其極點に達した

るも謂れなきに非さるなり然るに今また一層之れを重くせんとす是れ人民の恐愕落膽生なから胸を割るゝか如くなる所以なり

却て說く市野等が野村に着するや蒲生郡八幡より海老屋善兵衛なる料理屋來り晝夜の仕出を爲せり是れ石原代官所より豫め達し置たる者と見ゆたり然るに野村の人民は多くの田地を打出されたるも最初のとなれは手續等は一切知らす如何とも詮術なく且市野も嚴然として居れは下部に至るまで方正らしく見へ又村中の撿地案內人よりは既に起請文も致したるとなれば賄賂の行なはるゝとは思ひも寄らす淚を飮て請書を致せり市野は野村の撿地を濟せ其次なる小田村に移れり小田村に於ては嚴酷なるを野

村に倍し村中爲す所を知らす一日市野は入湯して糠袋を命したり然るに他の器物は殘る所もなく調へ置たるも糠袋迄は氣も付かす其用意ふけれは村役人等は此の命令に狼狽し庄屋三崎佐太郎の老母に謀りたり然るに老母は徐々起て簞笥の引出しより一の糠袋を取出して曰く糠袋の御用もわらんと豫て拵へ置きたれば之を持參致されよと差出せるを村役人は受取見るに絹にて製したる袋の中に貳朱金を盛りたるものなれは大に驚き今度の御奉行様は公儀の御公役様ふれは箇樣の物を持參致したれは音物を贈る不屆けものと呵られ石原代官所に召出され入牢仰せ付らるゝも計られすと躊躇すれは老母は曰く左程の心配なれは鄕等は知らぬ分にて娘になりとも持せて呈せられ

よ若し御呵りもあるなれは妾其罪を負ふ可しと凛として
申されけれは村役人も決心して之れを市野に呈したり然
るに市野は此の糠袋否金袋を素知らぬ体にて受取り其翌
日より嚴酷變して慈愛とあり此の村方は斯くすれは利益
あり斯くすれは都合宜しからんと鬼の如き役人擧て佛け
の如くになりけれは是より賄賂の行はるゝを悟り多く
の賄賂を以て多少の田地は打出されたるも先つ無難に濟
せたり夫より江頭村に移り庄屋井狩三郎兵衛の家を本陣
とす江頭村は小田村のとを知り居れは勉めて賄賂を納れ
壹千余兩の金を費やし遂には撿地を爲さすして濟したり
此れより賄賂公行とはなれり其取方を略記すれは市野に
先たち宿調へ役として一兩人の役人出張す村役人は先つ

市野の本陣に充てんとする家に案内すれは宿調への役人は間取りより敷物、火鉢に至るまて逐一不都合なりとして採用せす村役人は狼狽の余り其の歡心を買はんか爲めに茶を呈し菓子の下に十兩包の一つも入れて差出せは宿調へ役人は微笑しつゝ之れを懐に入れ叉手謂ふやう田舍のとなれは不都合も勘辨致し某しより御公役方に宜しく申し上けんと直に許可し鎗持、草履取迄之れに類し煙草入れを投け出し煙草を請へるに煙草の下に貳歩金の一つも入れて差出せは此の煙草は至極結構なりと謂ふて納むるも若し煙草のみなれは苦情百出、煩累謂ふ可らす加之市野等は海老屋善兵衛の外料理一切之れを用ひさるを以て其價は幾倍の高きに上るも村費より支拂ひ而して市野等より

村方へ支拂ふ所の代價は一汁一菜の木錢のみなれは其損失甚た多く然れとも猶是れより甚きものあり彼の海老善を憑て三度の膳分坪、平、燒き物等の下に小判又は貳歩金を添へされは檢地の濟まさるとはなれり而して實地の測量を爲せしは僅々七八箇村にして其他は總て想像測量を爲せしに過きす其例を擧れは村界四方を測量し而して檢地帳の合計を見て此村方は何町何反步の空地ありと認む依て其請書を致す可し否とあれは實地の測量せんと云ふ强談なり其一二を擧れは蒲生郡弓削村は總高壹千百零四石六斗六升にして松瀨伊兵衛、松瀨利兵衛の兩人當時の庄屋たり市野は此の兩人を召して曰く當村は四町六反の空地を生する見込なれは其請書を致す可しと兩人は村中の

人民を會し相談するも四町六反の請書を致し之れに出目高を付せらるれは村中の滅亡は眼前なれは村中一人として聲を出すものなく夫より種々工風を凝し四百六拾余兩の賄賂を以て漸くにして貳町八反歩の請書を致し撿地を濟せたり因りて市野は貳町八反歩新開請地蒲生郡弓削村と題したる標柱を建て而して其次村に移りたり又野洲郡野田村の如きは其總高は本來千零二拾九石一斗二升四合にして其內四百八拾三石五斗九升四合は石原代官の支配に屬し五百四十石一斗四升四合は稻垣若狹守の領地たり其他五石三斗八升六合は除稅地なりしに文政年度に於て大久保今助の爲めに二百八十石を打出され今まで復た市野の爲に增さるるを五町五反に及ひたり詳かに之れを言へ

は市野は野田村の田地を巡視し村界四方の測量を終り其反別五町五反を增さしむるに決心して庄屋木村定八を始め村役人を召し例の强談に及ひたるに野田村の役人等は今助の撿地に會ひし以來村中の衰微甚しきを陳述し種々歎願する所ありたれとも市野は之れを聽かさるのみならす却て村役人等を叱して曰く大久保撿地の事ありし土地なるか故に格別の憐愍を以て五町五反として恕したるなり汝等若し服せすんは明日より改めて實地測量に取掛る可しと色を勵まし目を瞋らし嚴然として言放ちけれは居並ひたる村役人等も然らは實地の御測量下され度しと答んと欲せしかとも如何せん寧ろ乳虎を見るも市野の怒に値ふ無れと郡中の人民擧て恐怖せし市野のをふれは若し

其怒に觸るをおらんか彼れ得意の奸策を運らし五尺八寸間を猶は縮め七八町歩も打出さんも知る可からすと深く顧慮する所ありて止むをを得す涙を呑て請書を棒呈せし者なりされは其後同村より稲垣家へ届け出たる時稲垣家の吏員は打出し反別の意外多きに驚き且つ疑ひ五反五畝歩の間違には非さるかと再三念を入れ問ひ返せし位にて吏員すら野田村の將來を憫察し大に頭を病しめたりしと云ふ

市野の壓制斯の如くありけるにそ人民等は庄屋の庭に跪つき色を失ひ聲を呑み只管ら生命の繼き難きを哀訴するも豫て京都町奉行所及ひ地頭所より歎願ヶ間敷義は決して致させ間敷との嚴命もあり且つ郡山藩松平甲斐守の領

分蒲生郡に貳拾五六箇村もありて其陣屋は神崎郡五ヶ莊金堂村にあり市野か甲斐守の領分に着するや金堂村の陣屋に居る代官は市野の旅館に來り饗應到らさる所なく且つ人民に無禮等致さるゝ樣嚴敷申し付け市野を守護し其所を離れさる有樣なれは庄屋等は彼れを顧慮し是れを目擊して誰一人として哀訴を取次かんとするものもなく愁訴途絕へ人民茫然實に荒凉慘憺を極め語れども聲を放たす笑へども矧を顯さす父老は只額を蹙めて私議せるのみ因に記す市野は斯の如く苛酷を極むるも特に尾州、仙臺、彥根此の三藩の領分には毫も手を下さす故に此の三藩の領民より他の領民に嫁入りせしものは將來生計の立難きを怖れ離緣するもの多かりしと云ふ當時童謠あり

曰く
茂三殿のきらいは尾張大根と
彦根かぶらに陸奥のうをなり
琵琶湖むつゝと名くる小魚を産す陸奥むつに通すればなり
玆に市橋下總守の領分蒲生郡上駒月村の字稙ヶ平なる所に貳町八反余歩の田地を開墾せり然るに市橋家より此の開墾地に十ヶ年間の鍬下を許し十ヶ年の後に幕府に居け出るの心算なりしに何ぞ圖らん其七ヶ年目に市野か撿地に來り此事を聞知するや之れを隱田なりとし大に市橋家を苦ましめんと欲し先つ其開墾地の御朱印を拜見せんと市橋家に迫れり市橋家の代官川島與兵衞は之れに迷惑し

使者を飛して在府の主人に伺へり然るに下總守は一の狀筥を堅く緘して表に御朱印在中と書し以て使者に授けたり使者は馳せ歸りて狀筥を川島に渡せは川島は之れを熟視して曰く未た屆け出さる開墾地に御朱印のある可き理なし然るに今此の如し想ふに此中一物なかる可し是れ我れ命を致すの秋なり彼れ若し此の緘を開かは即時刺違て死し上は主恩に酬ひ下も人民を救ふ武士の本懷何を以てこれに若かんと斷然意を決し市野に面會して曰く

之主人長富領地は祖先長勝慶長五年神君樣關ヶ原御陣に屬し尋て大阪前後の御陣に從ひ聊かなる功を以て御嘉賞を蒙り以來の恩澤、山よりも高く海よりも深し繼嗣長政に至り元和六年台德院殿の恩命に依り此の仁正寺に封

せられし時石高既に定まり其他に空地等は一切之れ無し伏て惟ふに功少して賞多し何を以て地所を隠匿せんや即ち開墾地の御朱印只今在府の主人より送り越たれは確かに御改め下されたし

と市野の前に状筥を差出せり其決心既に顔色に顕はれたれは市野は大いに畏怖し状筥に手を下さすして曰く

御朱印確に拜見致せり開緘するに及はす

と其儘状筥を差戻せり後之を開けは果して空筥なりしと云ふ

因に曰く此の開墾地は十ヶ年の後ち撿地帳合計の外に外物と記し相應の租税を納むるとはなれり故に同村にては今に至るまて川島與兵衛の徳を稱すと云ふ

第三　土川平兵衛、黄瀨文吉と救濟策を講ずる事

落葉悲風蕭索ノ日、傲霜燦爛たる菊花に對し歎息又歎息する一大丈夫あり丈夫は徐ろに身を起し亭に進て目を放ては夕陽將さに叡岳に沈まんとす暮鴉聲急にして炊煙稀れなり座に還て煙を喫すれは遠寺の晩鐘悲風と共に席に入り一輪の明月は樹間より現はれ旣に庭前の菊花に映し丈夫の行を促すものに似たり丈夫は俄に身を起し裝を理し其妻に告げて曰く吾れ公務の已む可らざるあり今夜將さに甲賀郡に赴かんとす卿等は疾く寢ぬ可しと門を出でゝ行く𛀁數里此夜一天雲翳無く皎月志士の行路を照し只丹心

の苦を忍して能く白髮の明を添ふ丈夫は此の淸夜を幸に行程を急ぎ月の未だ中せざるに甲賀郡杣中村に達したり本村に黃瀨文吉なる者あり是れ丈夫の僚友なり行て之れを訪へば門扉已に鎖し四顧寂寥たり丈夫佇立して扉を叩くを數回家僕漸く應じ來て誰何すれば丈夫は聲を低して曰く拙者なりと僕は之を知り直に門扉を開きたり時に主人の文吉も亦出て來て之れを迎へ手を執て室に入れり茲に先刻より來て主人と談話せし當家の宗家なる黃瀨平三郎は之を見て主人と共に客を上座に請し寒暑を叙し畢り主人は客に茶菓を供し且つ謂て曰く

主人文吉

山路の險、殊に夜陰のをなれば疲勞甚しからん

客
高慮を勞する勿れ既に世路の絕險を履む山路の險又何かわらんや
主人は此の言を聞き暫らく默止せしが漸くにして襟を正し客に對して曰く
主人
再三愚問を辱ふし感佩何ぞ已まん抑も愚老は世塵を厭ひ職を辭し復た世事に關係せざる覺悟なりしも撿地事件の亡狀無道なるを聞ては猶は切齒措く能はす志を決して同志を募るも如何せん皆遲疑猶豫し一人として死を決するものなし而して事は倍々切迫し歟萬の生靈は將さに溝壑に轉せんとす然るに愚老は躬

今職に非されは表面に立て事を爲す能はす徒らに苦慮するのみ今宵も亦其談話の爲めに斯く深更に及ひたり

と語り畢れは之れに次き平三郎も亦客に對して曰く

平三郎

庄屋名義は老父にあるも老父は衰朽事に耐へす故に不肖其庶務を取り居れは職にあるも異ならす而して不肖も亦今に於て決心する能はす足下に對しては汗顔の至りなり然れとも京都町奉行所の嚴命は古來未た曾て聞かさる所にして一種特別なる嚴命なり是を以て今單身哀訴せんと欲するも足其門にだも及ふ能はさる可く又數千人一致して哀訴せんか強訴徒黨等

の悪名を免る可らす之れ不肖の遲疑猶豫し未た決することも能はさる所なり足下名實共に全するの道あるを知らは請ふ之れを誨へよ予や縱令一身を犠牲に供するも敢て之れを辭せさるなり

と慨然として陳述すれは客は聞き終り咳一咳して曰く

客　不似固より之れを知るに足らす然れとも自から信する所を以て足下に告けん所謂る名なるものは是れ實の賓なり其實苟くも正なれは其名隨て正しかる可し世上の毀譽は顧るに足らす今日の急務は數萬の生靈を塗炭の中より救ひ出すの實を力むるにあるのみ縱令笑を常世に取るも苟も仁義に背かさる限りは皇天

能く之れを鑑かみ百歳の後に至て是非曲直自から分明なる可し今夫れ里正たるもの皆曰く京都町奉行所の嚴命背く可らすと這は是れ畢竟口實を設けて其責任を避けんとするの術なるのみ里正の職若し護民に非れは可なり苟も護民に在とせんか縱令一死を以てするも之れを救はさる可らす平時は其職に居り其給を納め以て村民に驕れるもの此の際に及んて未た嘗て一策を畫して危難を救はす手を袖にして傍觀し奸吏をして倍々其奸を逞ふせしむ是れ彼の奸吏と何そ擇はんや試に思へ茲に一个の傭夫あり其主人の家一朝盜難に遇ふか若くは水害火災に罹るに當り其傭夫たる者手を袖にして傍觀するあらは主人は必す怒て

五十

之を黜罰す可し今ま里正の無情ゐる宛かも此に類す況んや人民の危難は水火よりも急且大なるに於てをや然りと雖人民敢て其無情を怒らす又之を黜罰せす却て里正の家庭に跪つき以て哀訴するか如きは畢竟勢力に强弱あり地位の同しからさる所有れはなり里正たる者豈に猛省せさる可けんや足下幸に世人の毀譽を顧みす義に豁るゝの榮譽を思ひ人民を救ふの策を執れ

と平三郎は此の言を聽き沈思默考良や久ふして曰く

平三郎　事旣に玆に至れは又他を顧るの遑なし予の迷夢も今正に覺めたり謹しみ高論を奉し驥尾に附て犬馬の勞

を取る可し

客は平三郎の答を喜ひ又主人文吉に向て曰く

客　錦地の庄屋中一人として意を決するものなきか

主人　然り皆公儀を畏れて屏息緘默せり獨り田島治兵衛のみ憂慮措かす然れとも是も亦未た斷然決するを能はさるに似たり

客　田島にして果して盡力するあらは事必す成就せん請ふ日を期して共に往き彼れか心事を問はん

主人

諸

是より種々の打合せを爲し客は主人及平三郎に謝し單身殘月を踏て歸れり抑此の客とは誰そ是れ則ち三上村の庄屋土川平兵衛なり

第四　土川、黃瀨及ひ田島治兵衞愁訴の計を定むる事

江州の諸藩始めは共領民に令して歎願哀訴を禁したりしも市野茂三郎は寄り洲地新開き地等に止めすして不法にも高地の本田より總て測量し剩へ五尺八寸間にて打出すをあれハ所領高何萬何千石の名は動かさるも實地は多く削られ加之市野は賄賂公行貪戾至らさる所あけれは領民は疲弊に陷り將來藩政の立ち難きを憂慮し竊かに使を江戶に遣はし檢地を停止せんと盡力せしめたるも元來此の檢地たるは常時老中の利き役者にして雷をも擒し口をも回らすか如きの權勢ある水野越前守の所爲に出る者あれ

はこれに抗し難く皆手を束かね口を閉ち徒らに日を費せり然に光陰は此徒を待たす早既に天保十三年の九月とはなりにけり茲に市野の一行は將さに仁保川筋村々の撿地を畢り野洲川筋の村々に移らんとす而して野洲川筋を畢れは草津川筋の村々に移るの順次なりけれは草津川筋に所領の多き膳所藩野洲川筋に所領の多き水口藩の如きは其苦慮他藩の比に非らされは膳所藩主本多侯の侍講たる森喜右衛門の如きは書を抛て自から撿地事件の探偵を爲せしと云ふ水口藩に於ては藩主加藤家の存亡は此の撿地にありと迄に憂慮せし由るり共所以は幕吏市野か水口城下に次舍を定むるに至て人民若し其次舍を襲ふをおらんか遠藤侯の如き定府大名にして國元に在る家來は十名內

外のみなれは其勢敵す可らす故に他日の申し開きも立つ可きも加藤家は城中の武士三百余名もあれは其勢敵し難しと謂ふ可らす而して之れを防かさるときは公邊の怒に觸れ他日の責命那邊に至るも未た測る可らす又苟も之れを防くときは吾か領民は固より他藩の領民に至るまて無辜のものを殺さゝる可らされはなり

人民に於ては幕吏市野の一行か愈々野洲川筋に移るの日に近づきけれは未耜も手に在らす或は其庄屋に就て哀訴を促し或は他村の庄屋に謁して歎願を説くも庄屋等は總て京都町奉行の嚴命を諭して一人として人民の願に應するものなく郡中の父老は茫然として家を喪へる狗の如く顔色憔悴、形容枯稿、路頭知友に邂逅するも目禮するをも打

忘れ或は行人に衝突し手を額に加へて后ち漸く氣の付くか如き有様にて哭泣の聲道路に充てり
却て說く土川平兵衛は豫て約したる夜となりければ早くより其支度を調へ黄瀬文吉の宅に至り相携へて市原村の庄屋田島治兵衛か許を訪ひたり主人は昨日黄瀬方より報知もありたれは二人の來るを待ち受け居れり此の三人は親交ある間柄とて諸事打解けて哀訴の策を講しけるか平兵衛は先つ兩人に向ひ

土川　今や我か同胞は轍鮒の急よりも猶は急なり最早坐視傍観するに忍ひす冀くは腹藏なく高慮を示されたしと語り出せり然るに此の土川は寡言沈勇にして才識人に

超へ殊に果斷なるを以て衆望を得たる人物なれは田島は常に此人を重し居れは頻りに土川の意見を聞かんとを請へり是に於て平兵衛は膝を進め

土川　今此の同胞の危急を救はんと欲せは只一死を以て事を行ふに在り檄を四方に飛し大いに同志を募り彼の奸臣賊吏を攘ひ我々は一時共に縲絏の辱かしめを受け裁判の日を俟て彼等か姦曲を縷陳し幕吏を辱しめ以て再ひ私曲を行ふを能はさらしめ而して後に刑場の露と消へん而已其の他に策なし

と思ひ切て言出しけるに治兵衛は少しく失望の体にて

田島

足下の謂ふ所ろ我意に適せさるに非らす然れとも未た必成の策に非さるを如何せん抑も一身を以て犠牲に供するの大決心なくんは此の同胞を救ひ得さるは固より覺悟する處なり故に一死以て同胞を救ふことを得は毫も遺憾とする處なし然れとも唯恐る我々の死は全く徒死となり人民を救ふことを得さるときは我々は忠誠の爲めに死するも同胞には寸益なきことを見て後世互に相戒しめ再ひ忠誠を世に盡すものなきに至れは虎狼は倍々横行し終には國家の滅亡を招かんこと是れ我か大に恐るゝ處なり人生誰か死なからんや我等衰朽の身を抛ち以て同胞を救ふことを得は實に我々の光榮何を以て之に如かん縲絏の辱、梟首の刑又何そ

顧るに足らん唯畏るゝ所は必成の望なきを是なり抑も市野等か先つ歎願、哀訴を禁し而して不法にも天下の大憲を曲け五尺八寸間を以て本田より測量し剰へ脅迫して賄賂を納むるか如きをあるは是れ必す彼等恃む所ろ有て然するあらんと春來手を盡して其內實を探偵したるに我か想像に違はす彼等の專恣、放縱なるは彼の六十餘州を一と攫みに壓制する水野老中之れが後援たるに由ると云ふ其巨細を聞けは水野老中は鳥井甲斐守あるものを愛し一も鳥井、二も鳥井、鳥井の謂ふ所あれは容れさるをあし然るに此の鳥井ある者は隨分學者なるも元來奸智の多き性質にて其學ひし處を惡事に利用する奴あれは市野茂三郎と同腹

し吾か江州は小藩、旗下等の領地多きを奇貨とし鳥井より水野老中に說き終に水野の同意を得て之れを後援と恃み壟斷の利を占めんとするものにして京都町奉行等も皆同穴の狐なり故に酷にも歎願哀訴を禁したるなりと云ふ

夫れ仁保川筋の各村たる決して人ゐきの地に非す然れとも手を束ねて彼等の爲すに任せ居りしは此の後援あるを知り愁訴の道既に絕したりと爲せはなり又義旗を飄へし數千人を驅り幸にして一旦斯の虎狼を卻くるとを得るも早晩又一の虎狼の代て入來る可きを知るが故なり請ふ試に思へ文政年中には大久保今助來て湖邊の田地を打出し天保四年には其男大久保

貞之助及ひ與兵衞來り同く八年には廣木重右衞門、幸山右源二來り今又市野茂三郎來る我等死を以て之を擴ふも亦他の虎狼代て入來るや知る可きなり然らは則ち我等死するも同胞に益なきや明なり且つ夫れ多くの同志を募るか如きは一朝一夕にして爲し得へきの事に非す必すや一度は郡中の庄屋をも會せさる可らす此際若し全郡の庄屋を召集せんか市野等必す探偵を放ち事未た成らさるに乘して先つ我々を縛せしむ可し是亦至難の業にあらすや予や之れを思ひ之れを憂ふるを既に數月夜以て日に繼き起んと欲して自から止みたるを實に再三啻ならす而して未た決せさるは我等の一死幸にして此の姦人を擴ひ得へしとす

るも以て數萬の同胞を救ふを能はされはなり若し夫れ之れを救ふを得んか我等の死は生に優ると萬々なり豈躊躇することを爲さんや今足下說く所の如きは快は則ち快なりと雖とも予未た以て必成の策と爲すを能はす足下果して他に妙案なきか

と述へ畢りて歎息せり是時平兵衛は滿面に義氣を顯し

土川不肖も亦之れを思はさるに非す然れとも人生の事、變化何そ極まらん苟も必成の算、必勝の望あるを確認せすんは事に爰に從はすとせは仁保川筋各村の如く唯命是れ從ふの外なきなり予の駑下なる何そ妙案良策あらんや只自から信する所の大道を踏むの一策ある

而已、事の成否は是れ天なり予の豫め知る所にあらす抑〻大久保の時の如きは湖邊の人民唯々諾々彼れの爲す所に任せたるの結果なるのみ若し死を以て今助を排斥し幕府に出て今助の奸曲無道なるを陳述せは或は今日の憂も起らさりしならん然るに曩に怯懦を示したるか故に虎狼續々來て聚斂を逞ふし我か江州の人民を困しめ終に今日の大災害あるを致せり見よ彼等斯く暴威を逞ふし聚斂を勉むるも未た曾て大藩の領地に入らさるは何そや彼等其强を怖るゝを以てなり今ま我々縛せられて江府に下り天下の決斷所に於て彼等の奸曲無道なるを逐一に陳辯し結局刑場の露と消へんを是れ聊か國家に盡くす所なり水野老中假

令百方壅塞するも幕府豈に一人の循吏明判官なからんや天若し未た我か同胞を棄てすんは我等の微衷も貫徹し永く國家に虎狼の跡を絶たんを自から信して疑かはさる所なり其集會の如きに至ては肥物直段引下けの歎願と稱し以て郡中の庄屋を召集せは市野等必す意とせさる可し何となれは彼等は仁保川筋人民の唯々諾々たるに狎れ心倍々驕れるのみならす野洲川筋の人民も亦此の如くなる可しと思惟し我々を輕侮するの念盛なれはなり今にして急き會合を催し會場の輿論を聞き臨機の策を施さは我等の希望を達せんを敢て難きに非さる可し願くは足下意を留めよと凜然として語り畢れは黄瀬文吉は之れを賛成し田島治

兵衞に對し
黄瀨
足下は座頭取締役の年番なれは座頭一條に事を托し速に郡中の庄屋を召集せられたし
と勸めけるに田島は眉宇に喜色を顯はし豁然として悟りたる者の如く大いに同意を表し指を屈して同盟の人數を算へ甲賀郡は水口驛の郷宿萬屋傳兵衞、丸屋金兵衞の兩家を以て會場とし野洲、栗太の兩郡は戸田村立光寺を以て會場と定め其他種々の打合せを成し漸くにして萬愁中に一歡を生したれは爰に酒肴を呼ひ三人互に献酬し鷄鳴曉きを告る頃土川、黄瀨の兩人は各家に歸りけり

第五　三郡の庄屋戸田、水口の兩所に大會を開く事

天保十三年歲は壬寅に在り秋九月廿六日は豫て定めたる三郡庄屋の願書を製定する大會議の當日なれは主唱者は味爽より其準備を爲して各村庄屋の來着するを待設けたり

抑も此の大會は肥物直段引下けの歎願を爲すと云ふを是れ表面の名義なれとも其實は撿地苛酷の愁訴にして全州の興廢に關する空前絕後の大事なれは苟くも庄屋たる者は皆來り會す可きに來會者は其數甚た少なかりき即ち三郡の庄屋は其惣數凡そ五百餘名あり此の村々の庄屋は一

人も殘らす曉天より會場に來るかと想へは實際は中々然らすして或は幕吏の來れるを奇貨とし私かに之れに一味して人知れす民の膏血を歛らんとする姦賊もあり或は奸吏を怖れて病と稱し又は事に托して他行と僞る無血蟲もあり或は已の責任を他に讓るに孜々として只管ら一日の安きを偸まんとする狡猾漢もありけれは此日會場に來りたるは何れも郡中屈指の庄屋にして表面こそ京都町奉行の嚴命を以て百姓等に諭し居れ裏面に於ては皆ゟ怨を呑み胸を擦り好機もあらは此の姦人を追攘ひ人民を水火の中より救ひ出さんものと切齒扼腕せる面々なり即ち甲賀郡は石部驛を始めとして東は伊賀疆の村々より南部北部百三十七箇村の內七十餘箇村の庄屋は陸續として來會せ

しにそ首唱者たる田島治兵衛は一同に向て會合の主意を述へ肥物直段引下けを表書とし其中は撿地の中止を願ふ文面に認め是れを京都町奉行へ差出さんとて其手續を巨細に說き且つ拙者共の愚案は斯の如くなれとも抑も此擧たるや數萬の生命に關する一大事なれは國家の爲め腹藏なく高慮を示されたしと挨拶せり又藤田宗兵衛、中藪喜兵衛、黃瀨平三郎、藤谷彌八、田中安右衛門等の面々は會衆の間たを周旋し互に其情を通せしめんことに盡力せり斯くて會議は一歩を進め甲論すれは乙駁し丙說けは丁難し議論紛紜湧か如く或は野洲川筋の撿地己に迫り村方の長さ百姓を始め小前の者に至るまて日夜哀訴のをを促せり我々は舊冬京都町奉行の嚴命も有りしを以て百方說諭を加へ

居れとも愈々此撿地を受くるに於ては村中の疲弊は勿論遂には滅亡せんことを見るよりも明かなれは哀訴を逼るも道理なりと苦慮一方ならさりしに今や幸にして諸氏の盡力により此席に於て郡中の同役と相見るを得たり是れ我々か深く發起人諸士に謝する處なり然れとも此歎願たる縱令三郡一致して京都の奉行所に捧呈するも願意到底聽るされざる可し何となれは此の撿地は元來奸吏等相謀り小藩及ひ旗下の領地を輕蔑して壟斷の利を占めんが爲めに故意を以て飽まて壓制を行ふ者なれはなり其故意に出るの壓制なることは京都町奉行の口達にても十分に知ることを得可し然るに今肥物云云の表書を以て歎願するも抑も何の益かあらん願くは他に策を求めたしと云ふ

もあり或は村民の愁訴を逼るは吾村も亦同し今日にては說諭の辭なきに苦めり是れ獨り吾村而已ならす各村皆同一ならん今にして荏苒日を曠ふするときは如何なる騷動を惹き起さんも測られす冀くは此席に於て諸君の決心を聞かんことを望むと云ふもあり東方の席より京都は無益なり急き江府に下り幕府に直訴す可しと叫ふあれは西隅より一聲高く否な嘆願、直訴共に遲し是れ所謂る力を一城に盡して天下を失ふの愚を學ふ者なり何となれは江府に下り直訴するの事たる舊冬なれは或は可ならん今日は幕吏既に眼前に在り今より江府に下り幕府に直訴すれは其裁判を爲すものは誰そ等しく是れ同穴の老中なり果して然らば則ち空しく水野老中の毒手に罹り徒らに縲絏の辱

かしめを受け寸効をも奏するを能はざるのみならず獄中に呻吟するの間に水野老中は市野等と意を通じ思ふが儘に吾が江州を蹂躙せしめたる后にて我等を流罪か打首に處するや必せり是れ所謂る犬死に非ずして何ぞと呼ばるあり南側にては姦吏の一行が我が甲賀郡に來るを待ち一も二もなく旅館を圍み市野を刺し殺す可しと呼はるものあり北方よりりこれを賛して然り然り大いに然り市野は勿論隨行の奸人輩皆盡く斬殺して潔よく割腹せんのみ顧ふに死は是れ一なり此儘臆病風に誘はれて時日を空費せば百姓等に先懸けせられ家宅を毀たれ身を辱かしめ千載に汚名を流し祖先まで辱かしむるに至らん男子の耻辱是れより大なるはなし宜しく諸君の决心を望むと公言するあ

り意氣揚々、言論堂々其慷慨悲憤の狀、室の內外を震動せり藤田宗兵衛は先刻より沈默せしが此の有樣を熟視し漸くにして膝を進め徐ろに滿場の會員に向ひ

前刻より承る所に依れば江府に下るは既に遲く京都の奉行所は言ふに足らず最早や義旗を擧るの外策なしと謂はるゝものゝ如し諸君の決意果して然るか

と問ひ以て會員多數の意見を確めたり是時然り然りの聲三三五五左右に起り且つ一方より目下人民の形勢を察するに宛かも大洪水の如く堤防の一方決潰せずんば止む可きに非ず此機に乘じて事を一擧に決するに如かず若し機を失せば他日臍を噛むの悔あらんと叫ふものあり其後は滿堂寂として聲なきに至りしかば田島治兵衛は會場を見

回して曰く
諸君の說の如く江府に下るも遲かる可し然りと雖ども今人民の客氣に逸やるに乘じて市野の旅館を襲はんか一行の士を擧て殺さずんば止まざる可しさすれば百姓方にも數多の即死負傷者あるに至らん且つ水野老中之れを聞かは彼れ必す大いに怒り後日如何なる大難を郡民に蒙らしめんも亦知る可らす然れは一時の快を以て他年の憂を釀すものに似たり如かし京都に呈せんとする願書を移して之を市野に呈するの穩かなるには去り乍ら是れ亦尋常にては聽屆けさる可し故に甲賀の人數は横田川原に集め野栗兩郡の勢は野洲川原に集め置き諸君は此に止まり壯者の客氣に逸やり暴擧に及ふを制

せられよ拙者等は土川氏と倶に死を以て市野に愁訴す可し而して若し聽されされは其時こそは百年目三郡の總勢を率ひ旅館に押寄せ臨機の處分を成すに於て何の難きことか之れ有らん市野は仁保川筋の撿地を終り小篠原村に來り同村の撿地を濟まして後ち三上村に移るの豫定なれは三上村にて嘆願するに如かす何となれは三上の藩士平野八右衛門は此の撿地を大に憂ひ百方苦慮するも所謂る雉子と鷹なれは詮術なく怏々として機會を待ち居る由なれは同氏は必す我等の願意を助けらる可しさすれは事或は穩かに行はるゝの便もあらん好機失ふ可らす諸君の決心果して如何

とありければ滿座の里正皆其說に同意すと答へたり中に

も田島治兵衛の義氣に感したる面々は尙ほ種々の打合せを爲して此日は事なく解散せり
扨叉野洲郡は仁保川筋に屬する數ヶ村を除くの外五十三箇村を始め栗太郡の北部を合せ百三十余ヶ村の內六十余ヶ村の庄屋續々として戸田村の立光寺に會しけれは土川平兵衛は肥物直段引下けの表書にして撿地の歎願を爲す可き手續きを說明し戸田村御料の庄屋鵜飼彦四郎、行合村庄屋小谷忠右衛門、小篠原村庄屋苗村安右衛門、同庄屋澤口丈助、今濱村庄屋今川直右衛門、大篠原村庄屋小澤甚七、播摩田村庄屋西村甚右衛門、矢島村庄屋林宗左衛門等は專ら席上の周旋を爲したるか會場の景況は水口の會議と同一にして解散せり

茲に又幕臣市野茂三郎は仁保川筋の撿地を終り十月六日野洲川筋と仁保川筋との中央なる小篠原村に移りたり小篠原村は總高千三百零七石貳斗六升五合にして内五百石は仙臺侯松平陸奥守之を領し八百零七石貳斗六升五合は旗下の士齊藤攝津守の釆地なり仙臺領の庄屋を苗村安右衛門と云ひ齊藤家の庄屋を澤口丈助と云ふ市野の一行は小篠原村に着し村中の田畑を見廻り例の想像測量にて强談を試みたるに澤口丈助は胸に一物あれは實地の御見分を願ふと言ひて其强談に應せさりけれは市野も止むを得す實地の測量を始めたるが其撿する所は齊藤家の田地のみにて仙臺領には手を下さす而して仙臺領と齊藤領とは犬牙相混したる處なれは撿地甚た面倒にて三日間にして

漸く貳町余歩を撿し一反入畝余歩を打出したり然るに十日の夜市野は俄に澤口丈助を召し甲賀郡の撿地を終り野洲川下も村々を見分する時再ひ來て見分す可しと申し渡して十一日に出立して三上村に轉したり是に於て全村の大庄屋大谷治太郎の宅を以て市野の本陣とし其他六七家を以て一行の旅館と爲したり爰に土川平兵衛は庄屋なるを以て日々市野に驅役せられ一顧の間隙たも得られされは只心中に同志の報知を待ちつゝ共撿地に立合居れり扨又甲賀郡の黄瀨文吉、田島治兵衛等は市野か愈々三上村に着したるを聞き密使を三上に馳せ土川平兵衛に就て野洲、栗太兩郡の景況を問はしめたるに平兵衛は一通の書狀を認め之れを使者に托したり兩氏は此の書狀を披見する

や斷乎として意を決し直に同志を會し檄を四方に飛したり

土川平兵衛より黃瀨、田島兩氏に致せし書狀の要旨は豫て御契約の如く市野の一行旣に三上村に着せしを以て當地の人民は來る十五日を期し野洲川原に會する用意旣に成れり貴地は何故に躊躇し他の動止を窺ふやとの文意なりしと云ふ又田島等か甲賀郡に回はせし檄文は杣中村黃瀨平三郎の執筆なりしと云ふ

第六　人民蜂起して市野茂三郎の旅館を襲ふ事

十月十四日夜月清くして恰も晝の如し忽ち聽く甲賀郡矢川神社に鐘聲耳を貫きて起るを須臾にして四方八面よりこれに應して法螺貝を吹き鯨波を作り其聲天地を振動し鷄鳴の項に至て社頭既に數千の一揆勢を見るに至れり茲に甲賀郡五反田村西鄉孫九郎の知行所庄屋久太夫、田堵野村庄屋傳兵衛、菩提寺村內藤加賀守領庄屋佐兵衛等は內見分役と稱して撿地下調役の命を蒙り既に其先き觸れを出したり又同郡三大寺村(一名三本柳と云ふ)丹後宮津領庄屋和助ゐる者は文政年中大久保今助來て撿地を爲せし時

に下調役を勤めたり此面々は當時其の嚴命を辭する能はすして斯る役義を勤めたるか又は自ら好て此役義を受けたるか何れにするも護民の職たる庄屋にして却て人民の困窮に陷る可き下調の役を勤めたるとなれば人民は皆此の面々を惡み目するに獅子身中の虫を以てし其肉を喰ひ其頭を以て溲器と爲すも猶飽き足らすとせりされば矢川に集合するや先つ彼等の宅に押寄せ其罪を問はんと罵るものありけるに衆議忽ち一決し素破と言ふ間に田堵野村に押寄せ庄屋傳兵衛の家を圍みたり是れより先き傳兵衛は人民の怒り一方ならさるを聞き周章狼狽何れへか逃走したれは人民は其本人に向て怨を報するを能はさりしを遺憾なりとし家屋、器物を粉碎し進て五反田村に押寄せ久

太夫の家を圍みたり然るに久太夫も亦既に遁逃せし後なりければ同しく家屋を破壞し再ひ深川市場を指して來りしは既に十五日の夜なりけり
是時矢川神社の馬場先きには水口藩の高田彌左衛門正路岡田勘右門正房等は火事裝束に身を固めて馬に跨り藩旗を押立て高張を點し數多の部下を從へて一揆の通路を阨し居たるが一揆の前隊は其の藩旗を望み見て水口藩の兵備なるを知り
吾々は敢て亂を好む者に非す飢餓旦夕に迫るが故に御公役市野茂三郎殿に哀訴せんと欲するなり願くは通行を許されよ
と事情を明かして挨拶しけるに岡田勘右衛門等は何等の

答へをも爲さす叉敢て之れを遮ぎらんともせさりしを以て一揆は無事に此處を過ぎ直に三大寺なる和助の宅へ押寄せたり此時遠近より馳せ加はりし人數は無慮一萬餘人なりしか和助も亦恐怖して既に遁け去りたる後なりけれは一揆は無二無三に亂れ入り家屋、什器の類は言ふに及はす酒藏（同家は造酒家なり）にも亂入し有らゆる酒桶を毀ちたれは倉は何れも泉の如く忽ち一大酒池を爲し目も當てられぬ景状なりしと斯くて一揆は怨み重なる和助を取逃し切齒せさるは無かりしも家屋其外殘らす破壞したれは是れにて少しは腹癒へたりと鯨波を合圖に此所を引上け横田川原に赴きたり是時には遠近より馳せ集まりたる總勢は凡二萬餘人に及ひたり

抑も横田の渡口は川幅五町餘にして出水すれは濁水之れに溢るゝも平時は一帶の清水、川の片隅に流るゝのみにして渺茫たる砂漠なるにそ一揆は砂上の平地に休憩して燎火を焚きけれは點々螢火の如く數十町の間に散列し殺氣空に濱はれり而して水口藩鎭撫勢の一隊は細野亘正方を將として泉村に屯し藩旗を飄し高張を掲け以て萬一の虞に備たれは宛るから兩軍相對して戰機を窺ふ者の如く嘶馬の聲は山谷に響き更に悲壯に見えにけり

甲賀郡南北兩部の總勢此く横田川原に會しけるにそ有志者等は哀訴の手續きを議定せん爲め少しく離れて席を設け爰に協議を始めけるか田島治兵衛は藤田宗兵衛、中數喜兵衛等數人に向て曰く

久太夫、傳兵衛等の家屋を破壊せしは哀訴に關して害あるも益なし故に之れを制止したるも衆怨の歸する處容易に制止する能はす遂に此の始末に至りたり去り乍ら既往のを咎むるも益なし以後は成る可く穩かに願意貫徹の措置をこそ望ましけれ

と同志の反省を促かしたる其言未た終らさるに一揆中の健兒十四五名足踏鳴らして此席に來り

是より直に三上村に押寄せんと既に出立の準備を為す者もあれは速かに其用意あれ

と陳へ頻りに出發を促しけり田島は此の言を聞くや突と起ち上り健兒等に向て曰く

今一二打合せの義もあれは暫く扣へ居らる可し協議决

定次第村々の惣代へ傳へ申さん成る可く穩かにこそ願はしけれ
と且つ制し且つ慰めしに健兒等は不快氣に
左樣なれは差し扣へます
と答へ快々として立去りたり此時又引き違へて入り來れるは重立つ百姓五六名にて未た席にも復せさる田島に向て一禮し
菩提寺村の庄屋佐兵衛に對しては未た怨みを報ひさる故此より路を菩提寺に取り佐兵衛に向て腹慰を爲し夫より三上村に押寄せんと血氣に逸やる者頗ふる多く私共の力にては迚も取鎭むること能はす何卒御取計ひを願ひまする

と述畢り握れる手拭にて額を拭ひ腰打掛けて答を待てり田島治兵衛は其座に還り一同の意見を問ひけるに或は豫て打合せし如く此處に人數を駐め置き庄屋の中五七名丈け三上村へ駈け付けて先つ愁訴す可しと云ふもあり或は人數を此處に止め置きなは食糧に困難することあらん直に三上村へ押寄せて可否を一擧に決す可し大衆一たひ散すれは又聚む可らす大事全く去らんと云ふもあり議論騒然、協議容易に纏まらさりしか食糧の困難に遭遇することを必然なれは事を一擧に決せんとの說漸くにして多數を占めたり時に一老翁あり齡ひ既に八旬雪の如き天窻を振り立て白裝束に身を固め諸行無常と記したる小旗を打振りつゝ一揆軍に向ひ我は此度の發頭人なり汝等速かに我に

續けと大音に呼はりけり一揆軍は三上村に押寄せんと逸やり切たる折柄ゟれは直に吶喊を揚け此所彼所より法螺貝を吹き鉦太鼓を撃ち鳴し出陣の用意既に整ひけれは老翁は得意然として眞先きに進めは二萬余人悉く之れに續き東海道を西に取り奔流激浪の勢を以て三上を指して進行せり有志者等は此の吶喊に驚かされ樣子如何にと望み見る中重立つ百姓馳せ來り事の顚末を告けれは田島治兵衞は天を仰て

嗚呼命なるかゟ

と叫ふや否其他の人々一齊に

天我々をして此の同胞を救はしむ

と言放ち此上は一歩も早く三上村に驅け付彼の虎狼を攘

斥せんと有志者を折半し其一は土川平兵衛に打合せの爲め捷路を取て行を倍し一は一揆軍を指揮しつゝ三上を指して進みけり一揆軍の東海道三雲村に指し掛るや同村の庄屋某は村内の富豪を說き數百の大桶に山の如くに握り飯を盛り以て一行を勞へり一行は是にて少しく空腹を療し三雲村を離れし頃は十五夜の月も將に西山に沈まんとし進て石部驛に達したる時は夜も既に明け渡り十六日の朝とはなれり

石部驛には本多家の隊長中村式右衛門百七八拾人の部下を引率し肥馬に跨り路の中央に立塞り大音に呼はりて曰く

中村

其方等は何か爲めに何れに往くや

一揆前進者

御公役市野茂三郎殿に歎願の筋あり御旅館に參るものなり

中村

願の筋あれは如何樣の義なりとも某一命に換て取次得さす可し一と先つ差控へよと言ひけれとも後ろの大勢異口同音に往け〻〻と呼はりつゝ次第〻〻に推し重なれは先驅の者は答へを爲すの暇もなく恰も鐵艦の波浪を劈くか如き勢にて進行したりけれは中村式右衞門も支へ難しとや思ひけん道を

開て通しけり夫より中村は石部驛の富家に命し握り飯を出さしめたるか中にも驛中の富豪と聞えたる福島治郎兵衛は五拾俵余を饗き出せりと云ふ一揆軍は石部驛を過き龜か淵〔横田の渡口と野洲の渡口との中間にして同しく野洲川なり〕を横切り菩提寺村に入り庄屋佐兵衛の家屋を破壊し野洲川の北岸に沿て下り見る間に三上全村を圍みたり

又野洲、栗太兩郡の勢と菩提寺村に押寄せさりし甲賀勢とは早朝既に三上村に達したれは是に至て總勢四萬余人に及ひ三上山麓は總て人ならさるはなきに至れり是より先き十五日の夜遠藤但馬守領分甲賀郡朝國村及同郡楢村の庄屋等は人民蜂起の旨を三上の陣屋へ注進しけれは遠藤

家の平野八右衛門は市野茂三郎に面會し
事既に此に及へり此の小勢を以て取鎭めんと甚た難し
若し御朱印等に萬一の事あらは他日臍を噛むも及ふる
し今の計を爲さんには公は陣中（遠藤侯の陣屋を云ふ）に
入て諸士と倶に書櫃を護らる可し某は手勢を率ひて陣
門を固め一揆の寄するを待て臨機の處分を爲さは或は
大ゐる過まち無かる可し願くは公之れを計れ
と諫めけれは市野は之れを却けて曰く
卿請ふ口を閉ち復た腰扱け武士の言を吐く勿れ土民共
若し來らは余れ一言の下に之れを服す可し草鞋にも劣
りたる土民原能く何事をか爲さんや彼等か當村に着せ
は唯神妙に致す可き樣下知す可し

と最と横風なる命令を下して敢て意とせされは平野は心中に言ひ甲斐なきを怒れとも又詮術もなきを以て其儘に打捨置きぬ

抑も一揆軍の三上村に着するや毎戸に入て食事を請ひけれは三上の民家は白米を炊き盡し之れに繼くに玄米を以てするも猶は及はされは周章狼狽終に自藩の吏員に取り縋り今まー日も一揆軍退かされは三上全村は炊出しの爲めに滅亡せん願くは公役方一刻も早く出立に相成る樣取計あらんをと早腰を抜かし號泣して嘆願せり此の三上村たるや大中小路、小中小路、山出、前田、東林寺の五區に分れ郡中屈指の大村なるも戸數貳百内外なれは老弱婦女を問はす一村擧て手の爛るゝ迄に飯を握るも十分の一にも供

することを能はす終には家を棄て幼を携て逃け去るに至り其慘狀目も當てられぬ有り樣なり

拯又一揆軍は三上村の五箇寺を始め隣村寺々の梵鐘を撞き立て且つ携る所の鉦太鼓を撃ち之に加うるに法螺貝鯨波を以てすれは三上山も爲めに崩れ野州川も爲めに裂けんとす市野茂三郎は大いに怒り一喝の下に之れを取り鎭めんと欲し其部下及ひ遠藤家の吏員等を引率し一揆軍に向ひ大音に呼はつて曰く

其方共か鐘太鼓を叩き斯く事々しく騷き立るは抑も何事なるそ若し願の筋にてもあるなれは盡そ神妙に總代を以て其由を申し出さるや

と大喝一聲叱かり付れは之れを聞きし健兒等は小役人な

りと誤認し笑ひながら怒鳴り返して曰く願の筋とは市野の首を受取るのみなり市野茂三郎を突き殺す斗りなり

と異口同音に罵りければ市野は初の勢にも似ず這々の体にて逃げ去たり是時一士踏み止て曰く

如何なる願ありとも某一命に換て取り計ふ可し重立者來て願の筋を申立てよ斯く言ふ者は遠藤但馬守の家來平野八右衛門なり

と數度大音にて呼はりければ此を聞きたる有志者等は群衆を押分け平野に向ひ

數萬の百姓此所に集りしは決して他の意あるに非す非命の死を免れんか爲めなり抑も租税は恒有て民産は恒

無し朝には星を戴て出て夕には星を戴て歸り二六時中孜々耕耘を務むるも猶ほ父母妻子を養ふを難し然るに先年來再三の新撿あり爲めに倍々困苦を窮む而して今亦撿地の命あり若し此の撿地を受けんか我々人民は餓死するの外なし故に父母に辭し妻子を棄てゝ事爰に及たり以後幾度ひ出役あるも我等一命の有らん限りは我々を殺さんとするものを攻め死して而して後に已まんのみ足下幸に國家の安寧を慮り人民の危急を憫れみ我等の哀訴を執達し人民に與ふるに此の撿地を停止するの證書を以てするあらは蜂起は立ところに鎮まり長く國家と休息す可し若し然らすんば事の那邊に至る可きかは未た知る可らす請ふ之れを察せよ

と陳述せり平野は首肯しつゝ此の言を聞き終りて曰く
尤もの義なり必す善きに取計ふ可し
と即座に執達の事を承諾して旅館に至れは茂三郎は八右
衛門の手を執て曰く
余れ爲す所を知らす願ふ卿此の計を爲せ
平野八右衛門曰く
不肖口を開き言ふ可きか惟ふに今の計を爲さんには彼
等の望に任せ書付を下け渡し一揆の解散するを俟て徐
ろに事を謀るの外なし
と是に於て市野は是非なく大坪本左衛門、藤井鐵五郎等と
相談し直ちに一通の證書を作りたり其文に曰く
再ひ野洲川筋見分の義は爲相見合候事

市野は此の如き證書を作て之を八右衛門に授けたり
茲に三上村の年寄役なる内堀善左衛門は三上村の困難を
見るに忍ひす單身市野に謁し此の騷動を一時に取り鎭め
らるゝか又は三上村を立退かるゝか二つに一つの返答あ
れと憤然として談判に及ひけれは市野は之れに魂魄はれ
直に出立せんと答へ旅館の土藏に入れ置きし荷物を取出
し倥偬行李を理め玄關先きまて持出させ遁け支度を爲し
にけり
却て說く平野八右衛門は市野より受取りし證書を以て有
志者に示したるに有志者等は無印の證書なるを以て承引
せす平野は又本陣に歸り捺印せんをを求めたるに何れの
荷物に藏めたるや判然せす此の印形搜索の爲めに思はす

時間を費しぬ

扨又一揆軍の方にては今の證書たる只見分を見合すとある
のみ復た何時來らんも知る可らす且調印の爲めに斯くま
て暇取るは畢竟我々を欺くの手段なり若し徒らに時を過
し市野を取り逃さは後日臍を噬むも及ふ可らす如かす直
に市野に面會し可否を一言の下に決せんにはと本陣指し
て進みけり後に群かる壯士等は今まて有志者に制せられ
て不本意ゐから差し控へ居りしも今や先輩の色を作して
進めるを目撃し何かは以て猶豫す可き咄と叫んて押寄せ
たり然るに本陣の門は堅く閉鎖したれは大音にて開門を
請へとも誰一人として答ふる者はなかりけり是時黄瀨平
治は衆を厲まして曰く

獨り野洲川筋の人民のみ撿地を免るゝは我々の屑しとせさる處ありしく宜しく門を排して闖入し現に彼等の手に存せる諸方の帳簿は殘らす之れを破棄すへしと叫ひたれは後ろに扣へし壯士の隊長岩根村の若柳久右衛門は五六十貫目もあらんと思ふ大石の門傍に在るを見て之れ幸ひと躍り出て手輕く差し上け之れを門扉に擲付たれは閘折て雙扉左右に開きたり斯くと見るより油日村の惣太郎、上野村の九兵衛、針村の文五郎、泉村の助左衛門、石部古道の平五郎等を始め殘る壯士等無二無三に躍り入り長持兩掛の用捨なく見當り次第に打碎きたれは其中よりり數多の帳簿顯はれ出てしを殘らす縱横に裂き散らし之れを堀の中に拋ち卒さ此上は市野茂三郎と刺し違へて死

す可しとて室毎々々を捜索すれとも今は一人の影たも見
えさりけり
因に記す一揆軍か市野の荷物を破壞するや荷物の中よ
り諸方にて取り來りし賄賂金小判二歩判等澤山に顯れ
出て宛も金銀の砂を以て作りたる庭の如くなりしと云

近江國三上

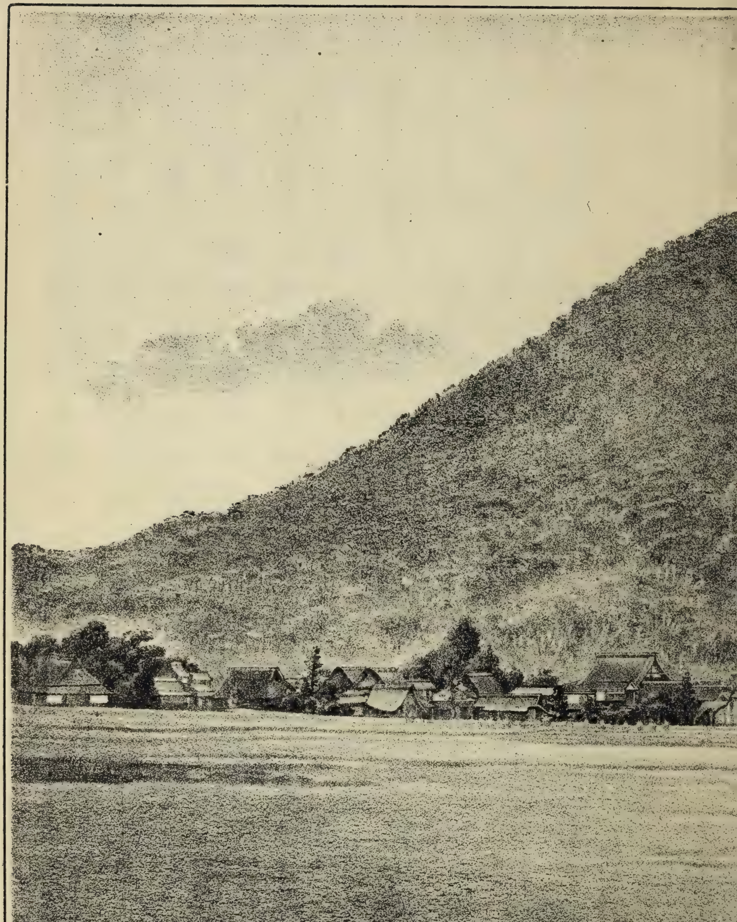

山全景之圖

第七　撿地十萬日延期ノ事

扨說市野勢は一揆軍の勢に辟易し右往左往に逃け走り京都の同心上田榮三郎の如きは三上山を越て中山道筋なる小篠原村に出て其儘京都まて逃け延ひたり市野は逃け迷ひて度を失ひ臺所の隅に身を隱したれは今や所謂囊の鼠哀れ其身は寸斷せられんとするに至れり爰に三上村の百姓甚兵衛、久右衛門の二人は平野八右衛門の命を受け市野の旅館に來り陰かに市野を案內して三上山へ登らせけれは旅館の裏手に押寄せ居たる一揆軍の面々は素破大將の市野なり追蒐けて打殺せと貳三千人も追ひ登れり甚兵衛、久右衛門の兩人は山の案內を知り居れは市野の手を執り

導きて難なく山中へ潜り入り姥ヶ懐（一に百足穴と名く）と云ふ石窟へ隱したり

又麓の方には遠藤侯の陣營より銃口を揃へて一度に打出し嚴命に背き徒黨强訴を企つるのみならず御用物まで破壞せし大罪人一人も遺さす打取れと刀鎗を奮ひ突出てければ衝路にある一揆の軍勢右往左往に北け走る中に决死の健兒等は奮然として踏止まり此の行爲を見て大いに激し頭髮冠を衝くの勢ひにて理不盡なるかな市野の奴原嚴命を傘に着て己か貪慾を逞ふせん爲めに數千萬人の命を縮むる此の帳面御用物とは何事そ虎の威を借る狐共片端より薙倒せと腰に帶たる鎌振翳し或は竹鎗鋤鍬を打振々々戰ふたり

又山に登りし一群は山の案内を知らされは百方捜索するも得る能はす如何はせんと猶豫ふうち麓の方の砲聲を聞き素破戰爭始まれり知れさる奴を捜さんより山を下て加勢せよと鬨聲を揚けつゝ走せ下り敵の横手より瓦石を擲け付れは不意を撃れて敵は色めき味方は後詰の勢加はり四方より取り圍まんとする勢に役人共も持てあまし次第々々に引退き辛ふして陣屋の門内へ逃込たり勝ちに乗せし一揆の壯士鯨波を作て押し寄する其勢は風雨の如く哀れ遠藤侯の陣營も今や微塵にふらんとす此時有志者等は荒れたる獅子の群集へ分け入り大音に呼はつて曰く今の役人は三上の藩士ふり市野勢にはあらす今の鐵砲は空筒なり死人のなきを見て知る可し遠藤家には怨みふし鎭ま

れ〻〻〻と呼ひ回り小旗を打振り指揮すれは稍や人心も静まりたり此戰に雙方とも多少の手疵は負ひたれとも幸にして死人とては無かりき霎時あつて平野八右衛門は單身來て一揆軍に向ひ懷中より證書を取出し渡しけり黄瀨平兵衛は之れを請取り同志の者に示したるか先刻の證書に調印したる者なれは前議に順ひ改正を求めんと打連れて本陣に至りしに大谷治之助一人のみなれは證書を大谷に戻し扨て云やう

有志者

此證書には見合すとあれは復た何時見分のあるやも料り難しと衆皆承知せす更に十萬日日延の旨判然御記載下されたし此義平野殿に御取次を請ふ

大谷治之助は此のをを直に平野に具申す平野は之れを藤井鐵五郎に請求したるに藤井は大坪本左衞門等に談し更に作りて一揆軍に渡したる證書は左の如し

一此度野洲川筋村々見分の義願の義も有之候に付十萬日の間日延の義聞屆け候事

天保十三年寅十月

市野茂三郎　印

石原清左衞門手代

山下五四郎　印

多羅尾久右衞門手代

柴山金馬　印

野洲川筋村々

惣百姓共に

右の證書を認め更に有志者に渡しけり有志者等は一揆の中に分け入り此由を告け回るも四萬有余の人數なれは末々の者はこれを知らす日の西天に傾くを見て心を苛らち陣屋も本陣も皆な盡く火を懸て燒き立よと叫ひ回るもの多けれは平野等は大いに心配し

今月今日より十萬日日延の事

斯の如く障子に大書しこれを竿頭に括り付け陣屋の門上に差し上けたり一揆はこれを見これを聞き爰に願望の成就したるを詳知し一齊に鯨波を揚けて解散せり實に天保十三年壬寅十月十六日申の下刻なり

扨又十萬日の書付は一通なれは何れの村にも持ち歸り難

し故に之れを遠藤侯の陣屋役人に預け置く方宜しからんと云ふ者ありしも針村の文五郎進み出て拙者持歸る可しと請ひけれは然れは針村に預けん大切に守護す可しとて終に文五郎に渡しけり
又姥ヶ懐に隱れたる市野茂三郎等三人は一揆軍の引退くを見て百姓一人降り來りて平野に注進しけれは平野は早速使者を立て市野を迎へ其無事を祝しけり而して市野は平野に請ひ遠藤家の兩掛長持駕籠等を借用し夜に紛れて三上村を立退きける
抑も市野茂三郎の始めて江州の地に入るや部伍整肅下に居よ下に居よ〳〵と朱印を傘に傲然として人民を避けしめて往來したるも其江州を去るの日や戰々兢々として其夜

三更過に大津に着し石原代官所にて暫く休憩し夜の明るを待て漸く列を正して入京し神泉苑町の旅館に着し此所に逗留して使者を江戸表に遣はし進退を伺ひたるに十二月に至て歸府す可きの命を蒙むり漸く歸途に上りしとふん

此の騷動の爲に琵琶湖の津々浦々は總て出船を禁し勢田橋には膳所藩及淀藩士出陣して防禦し井伊家は武佐驛に出陣し藤堂家の一番手は伊賀國境ふる玉瀧村まて出陣し二番手は佐倉まて三番手は將に城門を出んとして解散の報に接して止みぬ且つ膳所藩の別手一隊は其領分なる栗太郡辻村に在り辻村は三上村に近けれは市野の三上村に圍まるゝや使者を飛して援けを請たるに其隊長は重役の

者石部驛に居れは之れに伺ひたる上出張す可しと答へて
市野の請求を肯せさりしと云ふ
扨も針村文五郞は數百人と打連立ち意氣揚々として石部
驛を通過するを膳所藩の隊長中村式右衛門は同驛上田神
社の前にて是れを呼ひ留め其證書を一覽致し度とありけ
れは文五郞は懷中より恭しく取り出して之れを示したり
中村式右衛門は之れを讀畢り此の證書は一通にて諸村の
者悉く拜見するを能はされは今ま之れを寫し遣す間各村
一通つゝ土產として持歸る可しと告けるを衆皆打悅ひて
其謄寫を待ち居たり暫くして中村は數十通寫し來り一人
每に村名と人名を聞き之れを帳簿に記して后ち一通つゝ
を渡しけれは衆大いに悅ひて持去りけるが中村は歸藩の

後此の八名簿を復命書に添て差出せりと
扨又仁保川筋各村の人民は一揆が三上村に於て市野の次
舍を襲ひ撿地成功の帳簿及ひ請書等悉く破毀せしを聞
知し老若男女三上山の方に向ふて伏し拜がまぬものはな
かりしと又曩に市野茂三郎が建る所の新開請地と題せる
標柱は誰ともなく夜に紛れて皆取除きたりと云ふ
平野八右衛門より在府の主人遠藤但馬守に居たる書
狀の寫は左の如し
一筆――然は川縁見分公役御勘定市野茂三郎御普請役
兩人京都御奉行組同心兩人並大津信樂御代官手代兩人去
る十一日夕三上着十二日より新田向日々見分に付御陣屋
より一人宛立會申居候處十五日夜八ッ時御領分甲賀郡朝

國村庄屋來り申聞候には門口より何れの者とも不申聞候
得共川上之村々より大勢押懸け來り候間可相心得旨申去
り何樣川上之方には夥敷人音殊に鐘太鼓之音も相聞へ候
に付不取敢訴出候依之即刻御役所に出勤之上下役共一統
呼出申談之上三上村庄屋を以御普請役に相居候處直に御
本陣に相居候樣差圖に付罷出候處先打捨置可申旨下知に
付未明之頃迄相控居候處猶又御領分甲賀郡植村庄屋來り
同樣訴出横田川邊は大勢相集候に付水口御家中より相固
に出候得共難立會即刻水口へ引取之由風聞仕候何分山道
は人數相詰り居候に付川原より漸く通り拔け來候旨申出
る右に付入右衛門御本陣に直に居出候處市野樣より御達
には只今百姓共より承候得者甲賀之奥杣谷より追々村々

誘出し大勢押移候由に候得共定て願筋に而も可有之於三上村不騒立樣能々下知可致旨に付得共意引取居候處最早郷堺迄押移八音夥敷候處御本陣より使者來り御領主役人に早々相詰候樣申來候に付御陣屋門前之處は神山靫二郎幷下役共棒突拾人にて爲相固八右衛門儀は御本陣に罷出候處御普請役より被申達候には御本陣に大勢入込候而は惡敷候間門前にて相固居願筋に而も有之は取次可申樣差圖に付相固罷在候內數萬之人音にて御陣屋裏表通に一面に參り三上村寺々鈞鐘嚴敷突立家每に入込食を乞申居候處三上村之者共私前に來り未明之頃より今四ツ時迄に家每に米を焚出仕廻黑米迄も大躰焚盡し申當年の御年貢迄も焚仕回申候樣相成申候公役方三上村に無之候得は箇樣に

大勢不參由一揆之者共口々申立候に付何分今一日も箇樣にては三上村は退轉に付御地頭之御憐愍を以早々此所御立退取計吳候樣裾へ取附歎願仕候に付聞居候旨申置候何時落着とも不相見候に付下役共差遣定て願筋可有之御本陣門前に地頭役人相詰候間願之筋聞濟に相成候樣可致間願筋申出候樣申通候處口々申聞候には今度大勢相集るに發頭人と申候ては無之七八拾才の年寄有之此人を尋出承候樣何分にも三日三夜食事不致空腹にて願の筋も難申先食を求候上可申出抔取所も無き事計申居候間八右衛門より市野樣へ先右樣四方に相集候ては迚も急には落着は致間敷候間何れ一反は籠城と御覺悟にて少しは鎗及爲相見不申候ては相治り間敷先一度陣中へ御入可有之左候得は

陣屋廻り之處は如何樣に而も急度相固可申段申入候得共
市野樣にも可相成者御陣屋へ者不參樣致度一度利解申渡
候樣可致旨に付夫より一統同道にて罷出銘々手分いたし
大勢集居候所へ罷越願筋有之は可申聞、聞屆可遣旨申歩行
候所右を能々承候者は有難納得仕候得共大勢の事故後に
罷在候者共は口々に何等の無差別何事を承候哉市野さに
突殺候得者大望也と只大聲を上ける計にて何時治り可申
共難計夫ゟ公役方には本陣へ引取に相成候に付八右衛門
御門外近邊に居留老年の者と見候得者一々押留右之利解
申渡居候處三四人心得候者申聞候には此度大勢箇樣に集
候者中々人間業には無之何れ子細なくては不參右願望と
申候は是迄壹度貳度川見分にて地面減申候右樣見分さゑ

無之候得者無難に身命も送候所追々見分有之候而は終は落命にも可及依之妻子を捨候て右樣罷出候此上幾度御出役にても命限り如此度相成申候間以來は野洲川筋見分無之旨書付を貰ひ候得は一統引去可申旨申聞候に付尤の儀也我如何樣共御聞届に相成候樣可致候間先不騷立扣居候旨申渡御本陣へ參り候跡より大勢隨ひ來り御本陣門前に扣居申候最初三上村役人共歎願の事共公役衆にも聞取候而尤に被相心得候哉少々相鎮候得者大津迄引取之積にて門內に御用物並市野樣乘物並に附々之駕兩掛等相並有之候市野樣へ右百姓願望之次第申入右者百姓一揆可引取爲に御認被成候事に而畢竟方便之取扱に候間宜御計之旨申入候處文言御普請役共御相談之上再野洲川見分之儀は爲

相見合可申旨書付出來候に付八右衛門受取之門前へ走り出右書付高く上け相見せ候處印形無之旨口々申候に付是は尤也早々調印可致旨申置右調印之儀申入候所最早御出立之積にて印形も片付有之彼是手間取候內不計一人門前ゟふ石を抛け候得は夫より段々石瓦をどつと投出し左候得は近邊之大勢も追々門內へ入込右之御用物初追々打潰玄關迄も大石を投込候に付市野樣には裏手より山に御登候處其間に右之印紙懷中仕候右市野樣を見受候哉すは大將は山に逃るそ追掛け打殺せ山下より火を掛抔口々に申募三千人も追登り候に付三上村百姓共兩人山下に居合せ市野樣之手を取り姥ヶ懷と申候世上に百足穴と申所迄被迯延候處半途餘も大勢追掛候得共見失候樣心得候哉夫よ

り又裏表より御本陣ヘ押掛候處最早御本陣に人無之御普請役藤井鐵五郎信樂手代柴山金馬兩人限に付八右衛門右兩人ヘ申談候は右樣亂妨に相成候上は片端より突殺可申哉之旨申談候處御用物も損候事故不苦旨に付幸ひ御本陣に古鎗三四本も有之候間右を以門內へ追重り入込候所片端より突廻り候所どつと引去候に付追掛け御陣屋表御門前迄追詰御陣屋に相固居候鐵炮受取大勢に向汝等命惜くは此書付を以承服可致又いらざる命に候得は片端より打殺可遣旨大聲を以申渡十目筒に貳つ三つ玉仕込相扣居候處一人誠にふるいゝゝゝ私前へ參り御書付被下候は宜旨に付懷中より印紙取出相渡候處難有段申聞候得共大勢之事に付一統へ披露致し彌承知に候得は早々可引去若又外

に歎願之筋も候得は可申出旨暫く御本陣に扣居候間早々何れ共決着可致旨申置御本陣へ參り候處誠に門內は取亂絕言語候見苦敷有樣に御坐候御門前に相囿居候大谷治之助方へ右書付を持參り相願候には見合と御認ゐれは限も難分候間十萬日日延願出度旨に付大谷より共旨申參候に付御普請役書直し渡候處猶又御代官所手代之印形も申受度旨に付兩手代印形付に取替相渡候に付漸納得致候得共大勢の事に付末々行居兼候間障子之裏に大文字にて今月今日より十萬日日延と相認見せ候處一統難有旨にて追々引去申候此時七つ過なり夫より山え迎人を遣し御本陣え一統相揃候處市野樣より八右衛門え段々御丁寧御懇の御挨拶有之御用物其外不殘みぢんに成候に付御陣屋明き長

持三棹御使者駕兩掛等用立守山宿迄送り出候右之始末に付伏勢を以途中如何之事も候哉と心配仕候に付十七日曉より八右衛門自分心得ヲ以見居旁大津迄罷出候處十六日夜九つ時無滯着津に御坐候右騷動中膳所固辻村迄出張之由に付京都御同心より三上表へ只今被相詰候樣手紙を以申遣候處右返答に石部驛に重役相詰候間右ゟ相伺其上出張之旨申越候に付御同心大に立腹にて石部迄往返に者何れ共落着可致左候得ば賴候に不及迚即刻斷狀相立申候御陣屋廻百姓共追々引去候處又々川下より鐘太鼓にて押來候由注進に付何分御手薄之御陣屋に付無心元今度者別段八右衛門より膳所出張役人ゟ加勢之儀賴遣候處又々同樣之返答に御坐候其內に川下御領分村々より見舞に罷出相

尋候處川下には何等の事も無之前刻一揆共野洲村に相集候分川原を通り引取候音之由に付即刻膳所役人へ断申遣候騷動中に山より見積り候者抔申聞候には凡四萬人計は何れ可有之哉九つ時頃は三上五箇寺は勿論隣村寺々之釣鐘突立并太鼓其外寺々に有合之諸品持出し突立候に付其音誠に嚴敷雲煙り相立更に應答難分御坐候百姓共鎗劔を以追拂候得共少々づゝ之手疵薄手は可有之候得共即死一人も無御坐候右等の始末可然御書取御居宜奉願候十一日より三上え着之事故定て十五六日頃には何れ上み村へ引移と心得左候得者一村取巻是非市野樣首者可持歸もの三上にて案外之由引取之人歩共口々に申居候併御陣屋えは引取之節御門前通り候者共悉く一禮仕候翌日より彥根樣

初め其外御旗本樣方陣屋より御見舞之使者參り候夫々御答禮御使者差出し申候以上

十月十七日　平野八右衛門

遠藤但馬守より將軍家に居書の寫は左の如し

江州湖水緣其外新開場爲見分罷越候御勘定市野茂三郎幷御普請役之者去る十一日より私領分野洲郡三上村に致旅宿所々見分中に御座候處同十五日夜中領分甲賀郡朝國村より申出候者甲賀谷之邊より多人數騷立候樣子にて鐘太鼓之音夥敷相聞候旨三上陣屋に相居候處引續領分同郡植村よりも東海道横田川邊凡壹萬人程も竹鎗等携候て村々誘出し不致同意者は家居打潰候由にて次第に人數相增押來候趣居出候に付家來共より其段市野茂三郎に申達候處

其儘捨置候樣申聞候間先差圖通り心得居候處同十六日曉
に至候而者近村迄も押來るに付茂三郎儀家來共呼出百姓
共追々詰寄候趣に者候得共定而願筋可有之旅宿內え大勢
入込候而者不宜候間門前相固候樣申聞候に付早速致手配
候處最早三上村ゟ多人數入込旅宿間近く押來候故陣屋下
役共差遣取鎭願筋に寄候而者取次可遣候間引取候樣相諭
候內村中追々及亂妨候に付茂三郎始出役之者幷家來共附
添騷立る者共相集候場所ゟ罷越願筋も候はゝ可聞遣趣を
以厚利解申聞置候上茂三郎儀は一先旅宿ゟ引取候に付家
來共には其場に居殘再應及利解候處野洲川不致再見分候
趣之驗申請候はゝ外に願筋無之由申候に付其段茂三郎ゟ
申達候處則書付相渡候之間家來共より其段申渡候處猶印

形相望候に付又々旅宿ゟ罷越候内旅宿裏手より瓦石等打
込荷物打碎及亂妨候間茂三郎儀者三上山ゟ立退候を見請
候哉山下より火を掛可申趣にて彌騷立候に付御普請役藤
井鐵五郎多羅尾久右衛門手代柴山金馬申談家來共一統亂
妨之者共手繁く追拂候處致散亂一應相鎭候に付最早願之
書面可相渡候間早々致退散候樣家來共より再三及利解候
得共種々之儀共申立猶又拾萬日見分日延之儀願出候間其
段申達候處是又願之通書面取調家來共ゟ相渡候に付則右
書面渡遣候處漸相鎭同日夕刻迄に追々引拂候間茂三郎幷
出役之者同夜中三上村致出立大津ゟ引取候由尤右混雜中
之儀に付怪我人等も多少は難計候得共即死之者は無御座
候旨且人數の儀は凡貳三萬人程も相集候哉之趣風聞仕候

段在所家來共より申越候委細之儀は追而可申上候得共先
此段御居申上候以上
天保十三年寅十月廿三日
遠藤但馬守

第八　京都町奉行より一揆の追捕として與力同心を江州に出張せしむる事

京都町奉行は東與力田中寛三郎、西與力下田定之進、同心目附多田五郎太夫、吉田岩助、新家下役森善次郎、佐伯九郎兵衛岩下孫四郎、渡邊彥四郎、雜色伴田保次等に江州三上騷動の追捕を命す田中寛三郎等の一行は江州に出張し東海道は草津、石部、水口、土山、中山道は守山の諸驛に手を別ち探索に着手せり水口驛は客舍桝屋市兵衛宅を以て旅館とし十月廿二日市原村田島治兵衛に招喚狀を發したり治兵衛は固より覺悟のことなれば從容として桝屋に來り謹て所刑を請へり次きに同心等は甲賀郡の番人を數多募集し此を案內

者として杣中村を指して出發せり
甲賀郡杣中村の黃瀨兵右衛門、同文吉、同平治、同平兵衛、同平三郎、茂兵衛、榮吉、忠左衛門等は遠からす捕吏の來る可きを知りけれは一日兵右エ門の宅に於て離別の宴を開きたり抑も此の面々は前に嚴刑あり後に捕吏あり一髮の間隙を得て死別と生別を兼ね此の酒宴を開きたる者なれは其情最も悲むに堪たり酒數行にして黃瀨平三郎は詩あり歌ふて曰く

吁此虐政猛於虎荒原日夜聞哭聲一心自許欲除害辭
親棄兒表中誠身爲犧牲飄義旗數萬州民聚作兵三上
山上來驅逐豺狼遁去東武城拔山之力今已折盖世豪
氣儼未傾滿山霜葉丹於火九天日月始放明功成躬死

是吾分期它青吏有公評

満座皆腕を扼し目を瞋らして切歯せさるはなし此時屋の前後に人音あり耳を欹つるの間もなく一聲高く御上意と叫て突き入たり是に於て杯盤を收め威儀を整へ平三郎、平治等は慇懃に出役の勞を謝す捕吏は七八の名を呼び其相違なきを糺し水口驛に引立たり

黄瀬文吉は齢ひ耳順に近き老人なれは臨席を早く辭して家に歸り寢衣と着換へ妻子を呼ひ寄せ懇ろに遺言を爲し畢り且つ曰く蒲團の上に寢るは今宵限りなるも知る可らすと歎しつゝ眠に就きにけり暫時にして門扉を叩くものあり婢、門を開けは其人曰く旦那に是非今宵中に願ひ度き事あり甚た申上け兼るも此所まて何卒御苦勞下さる樣御

頼み下されたしと最と丁寧に頼みけり婢は其由を内子に告けれは内子は何心なく翁の枕邊に至り此事を告たるに翁は漸く目を開き内子の言を聞き畢り着換の衣服を命したり内子之れを解せす其故を問けるに翁は端然として曰く此れ必す捕吏なる可し故に衣服を改るなりと内子を促かし手早く衣服を着換へて立出れは案に違はす捕吏にして其儘水口驛に引立られたり

八氏引致されたる后ち家族の人々は勿論村中の人民は愕然措置を失す其狀果して如何そや今其悲哀の情慟哭の狀を寫さんと欲するも愁ひ結て記するに忍ひさるなり讀者請ふ諒察せられんことを

廿三日より岩根村藤谷彌八、谷口庄内、久右衛門、八右衛門、忠

兵衛、仲右衛門、喜兵衛其他二十四五人、牛飼村の丈右衛門、宇田村の藤田惣兵衛、同惣三郎、松尾村の中藪喜兵衛、深川村の田中安右衛門、氏川原村の氏田庄右衛門、山中庄五郎、石川市之丞、上野村の九兵衛、油日村の惣太郎、針村の文五郎等を始め其他石部驛、水口驛、氏川原村、宇田村、杣中村、市原村、正福寺村、泉村、酒人村、杉谷村、油日村、伴、中山村、松尾村、新城村、嵯峨中村、嵯峨上村、下磯尾村、上野村、和田村等より召喚せらるゝものは八十有余人あり

野洲郡にては三上村の土川平兵衛を始めとして大篠原村小澤甚七、戸田村の鵜飼彦四郎、小篠原村の苗村安右衛門、同村澤口丈助、行合村の小谷忠右衛門、其外貳十余人何れも守山驛の出張所同驛脇本陣辻八兵衛方より切紙を受け直に

守山驛に詣りけり而して皆之れを京都町奉行に引致し二條城の獄に繋きぬ

田島治兵衛の京都に引致されたる後は村中の事務詳知せざる處もあれは十一月下旬市原村年寄役なる飯田太郎兵衛は諸帳簿を提携し京都町奉行所に出頭し其由を具申して庄屋治兵衛に面會を願ひけるに獄吏は田島治兵衛を召出して面會せしめたり是時太郎兵衛は田島の心中を推察し且つ頃日は余程身體も憔悴せしならんと思の外治兵衛は相變らす笑を含て出て來り獄吏の紹介にて太郎兵衛に面談し其問ふ處を詳細に敎示し又帳簿を閲し算盤を取り殘る處もなく明瞭に精算を爲し終り別るゝに臨て曰く村方の諸事宜敷く賴み入る猶不分明なる廉もあれは再

度の出頭を煩さん

と言語容止常の如く莞爾として別れけれは太郎兵衛は申すに及はす並居る獄吏まても其強膽と深切あるに感しけりとなん又黄瀨文吉、牛飼村の丈右衛門の二人は日を同くして獄中にて鬼籍に入りぬ

因に記す黄瀨文吉は其子延安とて醫を業として水口に居る者を召寄せて生前に勘當を申付父子の縁を斷ち後患を除き置けり其心中實に想ひ遣れらて憫れなり

又記す曩に中村式右衛門か復命書に添て膳所藩に差出したる同氏か石部驛にて製したる人名薄を膳所藩より京都の町奉行所に回したれは京都の與力は此の人名簿に依て先つ召喚狀を發せしと云ふ

第九　幕府關源之進、戸田嘉十郎を大津に派遣し蜂起事件を糺問せしむ

幕府は江州の大小名に令して曰く此度關源之進、戸田嘉十郎の兩人をして江州一揆取調への爲めに大津代官所に出張致さしむるに付ては人民復た蜂起せんも知る可らす依之道中筋は嚴密に警戒す可し且つ再ひ蜂起するをあれは少しも用捨なく實丸を以て撃殺す可し若し等閑になすものあるに於ては封土を削る可しと嚴重に達したり是に於て江州の大小名は皆其用意を爲しぬ就中蒲生、野洲、甲賀、栗太四郡の領主は最も畏怖し村々の庄屋を召出し蜂起致さゞるの請書を取れり左に寫す所は水口領甲賀郡森尻村の

請書なり以て一斑を知る可し

申渡の寫

一 此度自他百姓共騷動に付江戸表より御留役關源之進樣、戸田嘉十郎樣御兩人大津石原清左衛門樣御陣屋へ御越に相成り御取調被成候右に付而者村々百姓共の內御呼出被成候義も可有之候間共節遲參不參無之樣江戸表に於て御達有之先日相觸れ置何れも承知の事に候猶又申達に萬一百姓共の內此後何々願筋之義も目論見大津表へ可罷出抔とて村方を誘ひ合す者有之候共兼て御上より度々被仰付置候通神妙に致し居候はゝ筋樣の難義は相かゝり不申此方樣御領分は何れも承知の通兼て義窺ひ立置候義に候得者何れ共御沙汰有之事然るを不相

用右樣の事に加はり候故此度難義出來誠に不埒不居け何共申樣無之御領主に取ては公儀へ相濟不申百姓に於ては其身の難儀而已ならす村方迄も難儀を掛け不居き至極の事に候御領主は百姓共に取り候而者御親之儀に候得者御領主の被仰付を相守り居候得者惡敷に被成不被下此度の樣なる難儀に相成申候然るを心得違致候より起り候事に候尤中には此度の一件に不抱村方も有之是等は神妙の義にて安心の事に候依之召呼申達候間前文通り萬一何共目論見を付誘ひ合す者有之候共决而相加はり不申樣可致候若心得違致候て相加はり候者有之候得は此度は重刑に相成候間御領主に而者公儀へ相濟不申百姓共には其身は勿論親子兄弟妻子迄御祟りを蒙

り誠に以て不相濟事に候間此處を能々相辨へ此上に心得違無之樣村方一統小前の者迄急度相心得候樣可致候右之趣申渡候間早々村方一統相集め得と可申聞候右被仰付候趣委細奉畏候小前末々不殘申渡候上者何れの村方より如何樣之儀申誘ひ來り候共決而相加はり候間敷候依之小前末々迄名前調印仕奉差上候以上

天保十三年寅十一月日

森尻村

百姓連印

年寄某印

庄屋某印

御役所樣

但し地方御役所とは水口藩郡奉行の役所を指すものなるらん

幕府勘定方留役關源之進、戸田嘉十郎の二人は十二月十四日江州大津驛に着し同月十六日を以て京都二條城の獄にある土川平兵衞等を大津の獄に移し石原代官所を以て臨時の裁判所とし石原淸左衞門の手代古高周藏、本庄彥作の兩人を下調役とし訊問の準備を爲したりけり

天保十四年癸卯春正月關源之進等は栗太、野洲、甲賀の三百三拾余箇村及び蒲生郡仁保川筋の村々より宗旨帳簿を取集め村々殘らず庄屋年寄の内にて給々（一領地を一給と云ふ例へは一村に二藩の領地あれは二給と云ふ）より一人づ

ゝ百姓は一給より三人づゝ出頭す可き旨を達したり是に於て庄屋年寄は止むを得ざるも百姓に至りては其出頭人を定め難く且拷問の暴虐なるを聞き居れば誰一人として出頭を肯するものなく終に村費を以て多分の手當て金を支拂ひ鬮引を以て出頭人を定めたり然るに二吏は蒼鷹の威を逞する者にして其爪牙たる石原手代を指揮し固より天下の大法に循はす專ら其私意を以て獄を斷し暴酷苛虐至らざるなし或は容貌の類するを以て罪に致し或は風說に據り人を縛する等擧て數ふ可らす親族の人の引致されたるを聞き見舞に往かんとする途中にて又隣家の爺に切紙の到來したるを聞知する等殆と每日の如くなりければ郡民は寒ならずして栗せり今拷問のさまを擧れば釣り上

げて之れを打擲するは勿論算盤責と稱して大石を五個まで懷かされ骨碎け足の折たるものあり或は木馬責と稱して銅にて馬を製し其上に人を乘せ鎖りを以て兩足に大石を結びつけ之れを炭火の上に加へ皮肉焦爛して死に至るもの算するに勝へず就中憫然にして記するに忍びざるものは甲賀郡北內貴村の彌右衛門の息子久右衛門なり同人は面部に痣あり然るに當年十九才に及びたるも其生質の柔弱なるを婦人にも稀ゐる程の人物にして昨年一揆の三上村に押寄するに當り同人は其誘引を受けて股栗し起つ能はず終に隱れて隨はさりけれは大いに近傍の笑ひを招きたり然るに慓悍決死の健兒等か三上村に於て市野の本陣に亂入し荷物書類等を破毀したる時顏に痣ある者一人

と坊主天窓(あたま)のもの一人其中に加はり居たりとの風説を聞知し忽ち捕吏を派遣して三郡を探索せしめたるに久右衛門の面部に痣あるを見て捕吏は有無を言さす久右衛門を捕縛し大津役所に引致し直に責道具を以て拷問を始めたり元來柔弱なる久右衛門は立ところに氣絶し再ひ息を吹き出さす終に黄泉の客とはなりぬ其能同郡野田村の茂兵衛、村名末詳八太郎野洲郡小篠原村の久藏等も顔に痣ありしか爲めに共に無實の難に罹れりと云ふ

斯る有樣なれは大津に召喚されたるもの無慮二千余人の多きに達し其內入牢するもの過半なれは在來の牢內には之を納るゝ能はすして新たに獄舍を建築するに至れり嗚乎千載の下まて青史を汚し後世の政事家をして長く涙た

襟に滿しむる彼の黨錮の獄も恐らくは此の如きの暴酷には及はさる可し扨叉公事宿に居る所の庄屋及ひ一給より三人つゝ出頭したる面々は疊一枚に二三人つゝも押込られ其慘狀一方ならす剩さへ公事宿は代官所の門前町に並ひあれは獄中にて呵責の音號泣の聲を聞き生たる心地はなかりけり

茲に苗村安右衛門、小谷忠右衛門、鵜飼彦四郎、小澤甚七、谷口庄内、杉本惣太郎、西浦九兵衛、山中庄五郎、田中安右衛門、藤田宗兵衛、藤谷彌八、中藪喜兵衛、黄瀨平治等の重立ちたる諸氏は慘酷なる呵責に遇ふこと勝て算ふ可らす死して而して后に蘇すること幾回なるを知らす遂には獄中より白洲に出るも筵ろの二つ折にて舁運はるゝに至りたれとも一言

も白狀せす罪を己れに引受け毫も他人に讓らす只管ら江府に送付あらんことを願ひけり一日土川平兵衛は同しく筵ろにて舁き込れ白洲の砂に蹲まりて二吏例の如くに尋問するや

土川

先月以來數十度申し上たる如く早晩御公儀に於て御吟味も之れ有るをと存しますれは恐れ乍ら當御白洲にて申し上るも詮なき義と存候素より此度の御撿地に限り歎願哀訴は堅く御制禁なる嚴命を蒙り乍ら多くの人民を集め其上御用物迄破却致させたる私のをなれは今更一命を惜むには之れ無く候も此世の思ひ出に御公儀の御白洲に於て委細に言上仕らんを是れ私の至願にして

生涯の本望之れに過ぎず故に如何程御尋問あるも一言申し上ざる義に御坐候哀れ數月來の陳述を御憫察成し下され急ぎ江戸表へ御送付下さらんことを伏て歎願仕りますと陳へたるに關源之進は烈火の如くに憤り

關　默れ平兵衛其舌の根の乾かぬ中火責に懸ても言して見せん

と目を瞋して睨みつけ烈しく獄卒を呼び責道具の指揮を爲しぬ是時平兵衛は死に垂んとする身體を起し眼中に血を濺ぎ凛然として源之進を睨みつけ悲壯慘憺たる聲音を張り上げ

土川

殺さんと欲せは殺す可し生さんと欲せは生す可し今我性命は公等の手に在り只其爲す所に任せんのみ縦令身は水火の責に殪るゝも何すれそ拷問を恐れて一言を陳せんや公等能く我身體を束縛するも豈能く我か精神を束縛するを得んや今日身は此の白洲に斃るゝも魂魄は征夷大將軍の御前に出て一言を陳せすして止む可きか公等夫れ克く之れを記せよ

と思ひ切て言ひけれは戸田嘉十郎は温言以て平兵衛を諭し又關源之進に對して拷問を止めんとを請けれは其日の吟味は之れにて畢り其后は慘酷なる拷問を加へさりしとあり田島治兵衛も亦同しく筵にて昇き込れたるに二吏は

嚴然として上座に在り左右には同心書記等行儀正しく並居たり闊源之進は鷹の眼を以て白洲を見下して曰く

闊　徒黨强訴の義は御制札の表もあり其方永々庄屋役を勤め居れは是等の義は固より承知致し居る可き筈然るに自から回状を差出し徒黨を企て强訴を致し剩さへ御用物まて打碎き狼藉に及たる次第公儀を恐れさる大罪八憎くき奴め徒黨を企たる手續き有体に白状致せ

と睨み付れは治兵衞は少しも驚かす靜かに頭を擡けて曰く

田島

仰せ御尤に候も先つ一ト通り御聞き下されたし去る丑年十一月京都御奉行様より御達しの趣は湖邊及ひ川々筋にて洲寄り地の新開きとなる可き場所を見立て御見分相成候義に承知仕り居候處豈に圖らん仁保川筋の御見分は五尺八寸の間(ケン)竿(サヲ)にて本田殘らす御撿地に相成り候に付斯くては人民共生に安するを能はさるより蜂起せんとする萌もあれは其儘にして打捨置かんより寧ろ御公役に歎願致し民心を鎭むる方宜しからんと存し候も曩に愁訴嘆願等は嚴敷く御差止めも之れ有るをに候得は止むとを得す肥物直段引下けの義を願ふの表書に致し野洲、栗太兩郡の人民は野洲川原に甲賀郡は横田川原に集り私共は御公役様御

旅館に罷り出其由歎願仕り度心得を以て取扱方致し居候も兎角百姓一同に人氣立ち終には此の始末に立至り候最も集合の回狀は私一人の料簡にて差出したることなれは全く一人の心得違より萬人の難澁に相成候義に付恐れ入り候之れに依て私一人江戸表へ御送付成下され御處刑を蒙り度伏て懇願仕ります

と言ひけるに關源之進は態と面色を和らけ又手問ふやう

關　如何に治兵衞其方十萬日日延の御書付は有効のものと思ふか

と問ひ掛けたり是時治兵衞は層一層憤激心の增し來りしと見に身體の痛みをも打忘れ毅然として聲張り上け

田島　凡そ僞證謀判は鄙賤細民に至るまて天下の御法度なることを知る況んや御公役たる

と云ひ出しけれは關、戸田の二吏は烈火の如く憤り異口同音に治兵衛默まれ

と再三再四叫びにけり

田島　默まれなれは默りまする御尋ある故答へしなり此上は一言も陳述しませぬ急き江府に御回し下されたし

と言ひ放ち其后は一言の申開もせさりしとあり

爰に岩根村の林七は一揆に加はり三上村に押寄せし時撿

地の簿籍を破棄したる一人にして歸村の后ち其叔父忠兵衛と其他喜兵衛、仲右衛門の三人に向ひ左も手柄顔に顛末を話したるに仲右衛門は思慮ある男なれは林七の後難を恐れ忠兵衛に向て懇ろに忠告しけれは忠兵衛も大に悟り痙林七に説諭を加へ堅く口留を爲しにけり其后岩根村の百姓多人數縛せられし時忠兵衛、仲右衛門、喜兵衛の三人も其中に在り而して大津の白洲に於て右林七の一件を尋問せられたるも忠兵衛、仲右衛門の二人は毛頭知らさるを以て答へたり然るに或日の白洲に於て兩人同しく知らさる旨を答へ居たる所へ喜兵衛證人として突然入り來て曰く

喜　是れ仲右衛門貴樣と我と忠兵衛と三人一所に林七よ

り憶に聞きたるをなれは包ます白狀致す可し自分等か御用物を破りしと云ふに非す聞たをは聞たと申し上け御上樣に御苦勞を掛けさるやうに仕やらぬかと聞く仲右衛門は喜兵衛の薄情なるを心に怒り又手答ふるやう

仲　私は大酒呑にて其上記憶の薄き性質なれは百事忘れ勝にて只今喜兵衛の申しまする話しも一向覺へませぬ

と答へたり獄吏は又忠兵衛に尋問したり然るに忠兵衛は姪林七一人の爲めに他人にまて迷惑を掛るを懼るゝと喜兵衛の既に此事を白狀したるを察し心を決して曰く

林七事御大切なる御用物を打砕きたる義を我々三人に話したるに相違御坐りませぬと答へけれは之れに依て獄吏は其口供を取りたり然るに其翌日右三人と其他岩根村の人民廿二人に歸村を命したり此の命を受けし人々は地獄より忽ち極樂に轉したるをなれは其喜ひ口に筆に述へ難く其日の申の刻より直に大津を發足し獄中にて晝夜祈念せし京都北野の天滿宮に參詣せんと相提携して北野に詣り引返して夜通しに歸村せり然るに岩根村に着したるは朝飯過きなれは其家族は勿論村中一同に之れを聞知し闔外に出迎ひ手を執て家に歸り且驚き且つ喜ひ何れも涙に呉れにけり然るに忠兵衛一

人見へされは皆是れを不思議とし同行の人に尋ぬれは其人々は北野に參詣して其歸り路十四五町の間に見失ひたり故に白川橋にて暫く待合せたるも音沙汰なけれは大方惡意先きへ此事を知らせん爲め立寄りしものならんと思ひ我々のみ歸り來れりと答ふれは忠兵衛の家族は勿論村中の人々交々閭外に出て待けるに正午を過るも歸村せされは終に人を京都に遣はし得意先き又は定宿等を尋ねたれとも絕て行方知れす夫より大和又は丹波路へ人を遣したるも尋ね得さりし折柄京都北山邊に縊死せし者ある由を聞き親類の者兩人早速驗ケ付村役人に願ひ死骸を見れは紛れも無き忠兵衛なりしも兩人は態と尋る人には之れ無き旨を告けて村役人に謝し歸村の上告るやう忠兵衛は

京都北山城幡枝村にて縊死したり我々既に見屆けたるも其時尋る者に相違なしと言へは入費澤山に掛らんかと態と尋る人にては之れ無しと告け歸りたりと當時同村は大庄屋と庄屋の兩人を始め村中の重立つ者は猶大津の獄に在れは評議區々にして決せさりしが中に一人進み出て死骸の知れたるを入費に懼れて捨置の道理やあると言ひける爲め終に死骸を迎へ來るをに決し復た人をして幡枝村に往かしめたり此時は早既に撿視を濟し無宿ものとして埋葬したる後なりけれは岩根村の使者は告るに實を以てし村役人に懇願したり當時幡枝村の領主は二條殿と鞍馬寺にして鞍馬領は小堀家の預りあり故に始め兩役所の撿視を受けて埋めしをあれは今度も亦兩役所の許可を得て

堀り起したれはとて雑費金七拾五兩余を請求せられ之を支拂ひ漸やく死體を受取りて歸村したり此忠兵衛の死したるは林七の手柄話しを大津の白洲にて白狀したるは萬止むをを得さるに出てたるも叔父として婬を庇護する能はさるのみならす却て我か口より彼れか死刑の罪を訴へたるか如し縱令鄉里の父兄憐んて我を許すも我れ何の面目あつて之れに見ゑんや縱令朋友言はさるも我獨り心に愧ぢさらんやと心を決して北野に參詣し歸路夜に紛れて同行の人に後れ而して斯くの如きの死を遂けたるなりと云ふ而して其本人なる林七は前年の十月に手柄話しをなせし后ち叔父忠兵衛より忠告を受け夫より村を脫走し播州加古川に忍ひ居たるも其筋の探索嚴密なれは終に已れ

か領主水口藩の捕吏に縛せられ一ト先つ水口に引致され水口の獄に下りけり時に同藩士前田平兵衛も罪有て入獄せしか林七は前田と同室なるを幸ひ三上村の一條を殘りなく前田に語りて申し開きの教示を請けるに前田は之れを憐て箇樣々々に申し譯せよ必す無罪爲る可しと懇ろに教へけるを林七は獄中にて晝夜陳述の方法を習ひたり其后數日を經て林七は大津に護送せられ習ひし如く答辨したるに前田の言の如く二吏は果して無罪の宣告を爲したりける爰に林七は意外の放免に逢ひ夢かと計り喜ひつゝ歸り來れは親兄弟は大いに驚き幽靈かと疑ひつゝ忠兵衛の死を物語れは林七は始めて之を聞き大に驚き我身の爲に叔父をして非命の死を遂けしめたるかと忽ち其身の喜

ひを打忘れ叔父の墓前に打伏して日夜慟哭せしとなん
却說水口藩高田彌左衛門、岡田勘右衛門、細野亘、市橋金右衛門長庚等を始め部下若干人、膳所藩中村式右衛門其部下二百七十八人、三上藩平野八右衛門、神山皷二郎、大谷治之助、石原代官手代山下五四郞、多羅尾代官手代柴山金馬、京部同心芝田清七、上田榮三郞等も大津役所に召喚され蜂起防禦の始末尋問を受けしが二束は此の諸士に尋問する每に壓制の嚴なるさるを詰りたれは何れも其答辨に迷惑せし由なり一日戶田嘉十郞は中村式右衛門を內玄關に召出し曰く

戶田　其方一揆を石部驛に防きし節同驛の富家に說き握り飯を出さしめたるは二三日も兵糧の用意をして慟く

可しと言はぬ計りの仕向に非すして何そや是れ土民共に加擔せし證據なり又十萬日日延の書付を寫さしめ之れを百姓共に渡したるは抑も如何ゐる心得なるや是れ公役の誤り證文を多くの土民共に知らしめ公儀の御威光を疵つけんと欲する所爲不屆き千萬ゐり

と白眼みつけしに

中村

不調法の段恐れ入る

と言けれは戸田は居長け高にゐり

戸田

土民町人とは違ひ恐れ入て事の濟む可きか假にも隊長を勤むる身分にして是等の心得はゐる可き筈ゐり

言譯あれは申し立つ可し

と詰りたれとも中村は如何に感しけん只沈默して一言の答辯もなさゝれは其日の調へは止にけり

平野八右衛門外數名の口供れ當時の八右衛門より在府の主人遠藤但馬守に屆けたる自筆の下書を其相續人今日の平野八右衛門より借り得たれは當時の一斑を示めさんか爲め寫して左に揭く

以別紙申上候當月廿二日夜中八ッ時大津御出張御留役衆より切紙到來候處御家來平野八右衛門右の者吟味筋有之候間同道人差添大津表え早々差出可申と申來候に付如何にも御書面不得其意御尋の筋に候得者宜敷候得共御吟味筋にては如何の事哉江戸表にて御家來御呼出の節右樣御

振合太兵衛樣へ御尋申候處江戶表にて右樣の事は無之先つ罷出御吟味も有之は申開可致旨尤鎗爲持給人席にて尉斗目麻上下にて可罷出左候得者御取扱も違ひ候條委敷御心添被成下候に付粥川五郞右衛門差添にて廿三日晝後に御役所え罷出候處御玄關脇小間へ誘引にて八右衛門脇差並に懷中物可預旨手代申出候に付五郞右衛門可預旨相答候得共是非と申事に付相渡夫より白洲へ誘引上段の次き中座に相扣居候處御留役樣出席にて其方は何役を可相勤候哉郡方代官相兼申候旨相答候知行は何程頂戴可致哉五拾石頂戴仕候何席に候哉給人席何才に候哉四十二歲に相成候旨相答候處三上表ゟ百姓大勢亂入の節一條亘細可申述に付兼て御注進申上候通一々申述候始末子細に書役書

留右の手續の內𩋙二郞治之助御足輕川村等の儀も一々御尋に付夫々申述候處追々相糺筋も候間先つ今日は旅宿に可引取樣被申渡候に付以前の小間へ引取候處預ヶ品持參受取之御藏所へ引取扣居候其夜粥川五郞右衛門呼出に付罷出候處御家來神山𩋙二郞大谷治之助川村五平右の者共吟味筋有之間早々差添可差出旨書役より相達請印差出申候其夜通しに三八呼登し翌廿四日晝頃大津着に付𩋙二郞始一統へ以前八右衛門申述置候手續申聞せ御白洲の樣子等得と爲呑込晝後着居に罷出候處先つ旅宿に相扣可申差圖有之廿五日夕刻に至り候ても何等の沙汰も無之夫より關源之進樣御旅宿に五郞右衛門罷出御用人三宅五右衛門と申仁に日光御供に付武器下し並勝手方用向等も相嵩居

右樣罷出居候ては陣屋出拂に付自然非常等の義も心配致
し候間御手間取にも相成候御樣子に候はゞ三上表にて相
控度御用の節は何時にても可罷出旨內々賴談に及候處亙
細に呑込猶源之進えも得と可申達旨に付猶御藏所にて相
扣居候處廿六日五ッ時一統可罷出旨申來六ッ半時に五郎
右衛門同道にて一統罷出候處於御白洲八右衛門靱二郎以
前の席中座に控下座に大津信樂より亂妨の節出役の手代
四人同席にて大谷治之助川村五平都合八人罷出候處先つ
神山靱二郎へ御尋に付其節の次第申述給人席五十石郡方
見習一昨秋より家督に相成當年十六才と相答夫より兩御
代官手代へ御尋に相成候處柴山金馬は其節切拂の事速に
申開兩人迄も疵付候段相答候其外の手代は山へ迯或は大

津迄も迯去候事故何歟て々々仕候に付御留役より體能申候得者茂三郎始立退抔と申候得共畢竟は百姓を恐れ山其外へ迯去候義也右の利解に付閉口仕居甚見苦敷事に御坐候京都同心芝田清七は切拂の節御旅宿邊に居留り候由に候得共上田榮三郎と申候同心は亂妨の朝京都迄迯去申候此義も相知れ御留役より夫は誠に手廻し能男抔と少々笑の様子に御坐候夫より大谷へ御尋是は去巳年より被召出中小性席地方役六兩三人扶持四十一才と相答亂妨一條申上居候處不計御旅宿亭主治太郎儀は兄に候處隱居を致居候旨相答候得は戸田嘉十郎様より公役を引受居候而隱居致居候者亭主に可相成筋無之其方の住家に候得者其方主に候公役旅宿へ大勢押懸候節不敵對御陳屋門前を何故

相固候哉と御尋に候處八右衛門より差圖の旨相答候に付
猶又八右衛門へ差圖致候哉御尋に付陳屋門前計相固候樣
差圖は不仕大切成公役を引受居候得者御旅宿の處第一に
相固折節無人に付陣屋門前の處も可心懸旨差圖仕候段申
開候處是は尤也左も可有事也夫より又大谷ゐ百姓共右書
付を段々書直し十分の書付出來候其書付を其方へ相預け
度段百姓共より申聞候由左候得者何か紛は敷相聞尤百姓
共に加談を致候抔と申所に懸念は無之候得とも其節村名
又は名前にても可承置の處無其義當時御主人は御役中ゐ
り共方にも帶刀を致候身分に候得は跡々の手懸りも少し
は考も可有之筈一時の計策とは乍申百姓共へ誤證文を相
渡候譯にて於石部宿銘々寫歸候節三上にて誤證文を取歸

候抔申居候次第にて茂三郎は勿論御普請役亜泄去候者是
は申迄も無之始末八右衛門は江戸表にても承り猶叉當津
着の上段々承候處實に不一方相働に候得とも右の處にて
誠に殘念至極の至りと申事に御坐候大谷義右樣御利解に
候得は恐入候得とも何分火急の場所にて既に市野樣と八
右衛門とを取違幾度歟竹槍等を以突懸候得とも漸利解に
て取鎭其節口々に申聞候には夜に入候得は陣屋始不殘燒
立可申旨申居候間夜に入出火に及候得は山麓の事故山へ
火移り候とは眼前何分夜に入候ては六け敷先第一御公役
に怪我も無之村中無難に一揆共引去候得は十分と相心得
申候何分宜敷と平服仕居候得は追て相糺候儀も候得は今
日は引取可申旨に付御藏所へ引取申候廿八日朝五ッ時呼

出に付一統罷出候處廿六日申立候次第申口相認候間可承旨に付夫より書役讀聞せ承候處始末相違も無之候に付御認の通相違無之段相答候處左候得は名前に書判致し繼目々々へも相認候樣御申渡に候相認申候夫より靫二郎口書にも書判相認大谷同樣川村は伊崎瀨一郎平野粂藏代兼前同斷書判相認差出候處書判相認差出候上は彌相違も有之間敷其段相答候處歸宿可致旨被申渡候間即刻出立歸陣仕候

太兵衛樣え御伺の上銘々身分の處相答候段別段御斷申上候

郡方代官兼給八五十石四十二才
平野八右衛門

郡方見習給人席五十石十六才
神山靱二郎
地方勤六兩三人扶持四十一才
大谷治之助
足輕頭三兩二人扶持廿五才
川村五平
足輕三兩二人扶持
川村名代
伊崎瀨一郎
平野粂造

足輕は是限に候哉御尋に付外一人と申候得は姓名は如何
其節少し答延引に候得は雇人か左樣に御坐候夫は書出す

に不及よしにて口書には前書の通に御坐候其節不申述候得共棒突御中間は十四五人も仕立置候間此段は御承知置可被下候

一　野洲郡、栗太郡村々不殘御呼出にて二千人近くも大津へ參り居候御領分村々も不殘罷出居候大野村等は亂妨の節の儀は不存程の義に御坐候處矢張御呼出にて十一人も罷出居候處一日に雜用一兩づゝも相懸り誠に難澁至極御呼出の上御糺御坐候處不出段は相分り候得ども村端迄にても罷出候旨相認不差出候ては歸村致難く不得止を逗留に恐れ相認差出候段申出候其外迚も右に隨候をも無之村々も不殘宗門帳面御引上げに候此義相察候處十五才以上六十才迄の處にて人數集何萬何千人の御都合に被成候哉

と被存候植村朝國は段々御吟味强一ヶ村に十八計も先達
て相調置候外名前差出申候併是等は全途中より引返候趣
に御坐候何分心配仕候は三上村平兵衛儀に御坐候下説に
は候得共甲賀谷市原村治兵衛第二宇田村惣兵衛より肥し
物直下ヶ歎願にて寄合候節密々川見分歎願の目論見致候
由にて平兵衛も右に加り川上村々への觸頭の由是は使致
候もの等より及白狀相知れ候得とも川下の處も相觸候御
疑にて平兵衛は勿論川下村々も嚴敷御吟味に御坐候旣に
廿八日御役所へ平兵衛も召出候由にて供人見請候處御白
洲迄駕にて罷出誠に見る影も無き由申居候此儀も先達て
五郎右衛門關様御用人に內々何等の不筋に候哉承度由申
入候處是は源之進え申聞候共御吟味中の由可申聞候間猶

又相分り候儀も候得は可申進旨此節重立者は入牢又は宿預け手鎖色々に御坐候旨申聞候
一大津よりの切紙并大野村より書出候書付寫差上候御覧置可被下候
因に記す當時近江八景によそへたる落首あり當時の状態を知るの一端ともなれは左に掲く

聞て三井人をぶらりとつり鐘の
どうもん拷問やかましい沙汰　　三井晩鐘

秋の月くもらぬ御代の御政事は
誠におもいかたきいし山　　石山秋月

勢田の橋らんかんとしてふが〳〵の
大津かよひに蜆わがりて　　勢田夕照
（勢田川は蜆の名所）

粟津晴嵐（膳所城）

ふにゝせよ嵐騒かしや百姓の
　夜の目粟津にぜゝを費やす

唐崎夜雨

百姓の身は唐崎のよるのあめ
　くろうしるから袖をぬらしつ

堅田落雁（浮御堂）

落つかぬ心堅田のうきみ堂は
　宿のはらひもたらで雁金

比良暮雪

比良の雪積りてみれば深けれど
　やがて解るは如月の頃

矢橋帰帆

かゞみたる心ものしてあづさ弓
　ひいて矢橋の帰帆をぶまつ

第十　數多人民鞭撲の下に斃れ怨氣獄上に立登る事

大津の白洲に於て鞭撲の下に斃れたる者は左の如し
天保十三年十一月廿六日杣中村黄瀬兵右衛門の養嗣子平三郎三十三才十二月廿三日栖山村（大津觀念寺の過去帳に栖山とあり然れども甲、野、栗、蒲の四郡村名を調ふるも栖山なる名なし想ふに甲賀の油日谷に須山村ありこれを誤りしものならん）源助廿七才仝月廿五日杣中村黄瀬平兵衛四十一才十四年正月七日栖山村沽藏十七才仝月十九日和田村利平治三十四才仝月廿一日上馬杉村幸助三十五才仝月廿三日岩根村八右衛門廿三才仝月廿九日杣中村榮藏廿一

才二月八日北内貴村久右衛門十九才仝月十六日酒人村市右衛門五十一才右の屍は皆大津觀念寺の墓地に埋む其他に宇田村金七、忠兵衛、彦次郎、新八、金兵衛、下磯尾村山伏正道、花園村作左衛門、淸左衛門、杣中村甚左衛門、榮吉、茂兵衛、水口驛鄕山町八郎兵衛、西内貴村吉右衛門、酒人村金三郎、氏川原村石川市之丞、伴中山村傳三郎、新城村吉貞兵衛、市原村政右衛門野洲村坂口重藏此等の諸氏も或は大津に死し或は家に歸て死す油日村山下豐松、瀨古源七は牢死す深川村川口屋喜十郎は村を脫走して大和國灰原にて縊死す野洲郡大篠原村庄屋小澤甚七は鞭撲の下に斃れ死骸は家に歸る其外數多あるも今之を尋ね難し

不可思議なるかな今茲の二月六日の夜より大津の獄上に

白氣立ち登り毎夜昏暮より顯る其狀ち竿の如く又煙の如し煙の如き時は其色淡にして西より東を指して太虚に横はり恰も第二の銀漢を現出したるか如し竿の如き時は其色濃にして其下も低く地に垂れんとし其上み高く天を衝かんとす或は變して虹の如く赤白となり又は紫となる深夜に及へは氣中に乳呑兒を懐て泣き悲しめる婦人の姿を現はせり之を見る者は皆獄中に在る人々の心中を想像して涕泣せさるものはなかりけり又公事宿は非常の羣集を極めし上に新牢猶狹隘を告たりとて輕罪と認むるものを手錠足架にして宿預となしけれは其群集言語に絶し爲めに疫癘流行し拷問に身体の衰弱したる者等は皆死に至りけれは家に殘りし妻子兄弟等は神社佛閣に詣て物忌祈禱

を爲し或は跣足にて御千度をするもあれは又は髮を薙て僧となり死者の冥福を祈るもあり平時は五節句の外燈明を獻せさる神社も此の獄の起りし以來は燈明の絶るとなく就中森尻村の矢川神社は一揆の勢揃へをなせし地なれは參詣するもの多く又三上村鎭座の御上明神は江州大社の一にして靈驗あらたかに殊に一揆の押寄たる地なれは此の神社に參詣するもの最も多し

因に記す御上神社は古事記に曰く天安河之河上之天堅石。取天金山之鐵而。求鍛人天津麻羅而。科伊斯許理度賣命。令作鏡。科玉祖命。令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠。とあり此の天津麻羅の廟是なり三上山に鍛冶谷と名くる谷あり明神此所にて鍛冶せしと云ふ因り此の地よ

り今まに至るも鍛冶に屬する器物を時々出すと云ふ此の明神は

孝靈天皇の御宇三上山に降臨あり乃ち祠を三上山の絕頂に建つ社記には

孝靈天皇六年六月十八日とあり天御影神と申し奉る以來凡一千年を經て

元正天皇の御宇養老元年暮春の頃に至り山巓の社內より火の玉飛ひ去て每夜山麓の田地に止まる村民之を怪しみ爲めに神湯を獻したるに其託宣に云く榧、松、杉、三種の樹のみ一夜の內に拱抱となるあり之れを伐採して火の玉の落ちし所に吾社を建つ可しとありけれは村民は奇異の思を成しつゝ皐月の頃となり夜苗を打ち置き（明

日植付せんとする田地へ宵に苗を散置するを云ふ）明朝其田地へ往きたるに豈圖らんや前夜散置せし苗は皆拱抱の榧、松、杉一千本余と化し鬱蒼たる林となりたりける一村大に驚愕し神託の嚴なるに感しけり遂に其樹を伐採し飛騨内匠をして神社を建築せしむ養老二年に成功を告け遷宮したるは今の御上明神の社是なり因て其田を榧木原（カヤノキハラ）と字なし今に於て夜苗を打たすと云ふ抑も當社構造の巧なるは見る人感せさるものなく就中樓門の如きは僅に十二本の柱を以て間口四間奥行二間に建たり其料の如きは謂ふ可らさるの好細工にして建築の摸範とゐすへし高きを二丈余にして屋根尤も大なり之れを仰き見れは累卵の危きよりも危し然るに一千余年

以來幾多の地震大風を凌くも厘毫も傾かさるは是亦一夜に榧、松、杉の拱抱となりしと好一對の不思議に非すや貞觀元年正月廿七日從五位上を十七年三月從三位を天慶四年十二月正一位を授けられ延喜式內の一社にして圓融天皇の勅願所ありき壽永二年木曾義仲近江に入る時神馬を納む建久元年源頼朝神領百町を寄附す建武二年足利尊氏三千貫の神田を寄附す文明八年兵火に罹り本社樓門及ひ末社二字のみ免る天文七年十月五日暴風にて本社を倒す六角氏其臣木村貞榮を奉行とし之れを再建す但し皆舊材を用ひ一材を改めす今尚巍然たり近年宮內省より保存資として七百圓を下賜せらる拾遺神祇部に能宣朝臣の歌に

祈りくる御神の山のかひしあれは
　　千年の影にかくて仕へむ

斯る神社なれは平素と雖とも衆の崇敬最も重く況んや血涙の濺きりつゝある當時のことなれは參詣の人影は相屬し祠前に拍手の音止む時なかりけり扨又茲に特筆大書す可きは我か至聖仁慈なる

仁孝天皇陛下は夙に此の獄の起りし以來數多の人民鞭撲の下に斃るゝことを聞こし召され侍從に御下問あらせられたれは侍從は拷問の事實を以て奏し奉れり　朝廷に於ては比叡山延暦寺に祈禱す可き旨御內敕あらせられければ延暦寺に於ては護摩を焚き法を修し祈禱至らさるところ無かりけり其事誰れ謂ふとなく漏れ聞へぬれは人民

は皆感涙に噎はぬものはなかりけり是より郡中の僧侶も
皆讀經祈禱をなしたりしとそ
扨又下調役なる古高周藏、本莊彦作の兩人は正月以來厄鬼
として糾問するも數千人のことなれは石打小間使まて盡
く擧るを得す且又其實一揆に與みせさる村方も多くある
にも拘はらす總ての村方より一人なりとも罪人を擧けん
とすることなれは鷹撃毛摯以て糾問するも思ふ程には科
人を得る能はす終には不法にも村々の庄屋を五人十人つ
ゝ白洲へ召出し扨て命するやう
强訴徒黨の節石打亂妨の者何千何百人なりと江戸表に
上申致すことなれは村々三人四人つゝ私くし石打亂妨
致したるに相違なしと申し出る者を仕立てゝ差出す可

し若し此の義を御受け致さゝるに於ては何日迄も拘留致し置く可し

と左も嚴重に言渡せり此の暴言を聞く庄屋の中にも如何に役所の都合か好ければとて無辜の村民を無理壓ゐに科人にする謂れゐしと自から決心して答ふるやう

私し村方は固より三上村に到りしもの一人も之れなく故に誰を以て亂妨人と定め難し若し科人を仕立てざれは歸村御免にゐらざる義ゐれは私を其小石打亂妨人として御申達下されたし

と言ひ放て動かさる硬骨漢は僅々にして其余は一箇村に三人四人の科人を仕立てゝ相濟むをゐれは早く科人を仕立て歸村す可しと言ふ輭骨男兒多ければ俄に鬮引を以て

定め或は侠氣ある者に依賴し村費を以て多分の金子を與へて石打亂妨人に仕立てゝ居け出たり此の科人を仕立てゝ居け出たる后二月の末に至り村々大抵歸村するを許されたり夫より關源之進等は江戸に伺ひ岩根村庄屋谷口庄內、仝村久右衛門、花園の岩次郎、泉村の助右衛門、氏川原の氏田庄左衛門、石部古道の平五郎、同古道の岩吉、野洲郡戸田村鵜飼彥四郎、苗村安右衛門、澤口丈助、小谷忠右衛門等を大津の獄に殘し重立つ者拾二人を江戸に護送するを定めたり然るに三月二日の夜十二人の內ある杉谷村の庄屋西浦九兵衛俄かに死せり故に全く十一名とはなりぬ不思議なる哉此の節に至り彼の白氣も消失したりけるとなん

第十一　江戸大白洲に於て土川平兵衛等を再ひ糺問し幷に裁許申渡の事

三月四日愈々大津を出立し土川平兵衛を始め都合十一人を江戸に護送することと定まりたり嗚乎此の諸氏や數萬の人民を救はんか爲めに其身を鴻毛の輕きよりも輕しとし一擧虎狼を攖ひたるか故に去ぬる十月の下旬より縲絏の中に辱しめられ一百二十餘日の間事實を糺すに托して生命を斷んとする至慘至酷なる拷問に遇ひ死して而して后に復た蘇することを數度び稍くにして其志を果し天下の決斷所即江府の法廷に出つるの日來りしものは是れ諸士の誠忠天地を感せしめたるに非すんは豈能く玆に至ることを得

んや當日諸氏は身に完膚なく肉爛れ骨碎け僅に呼吸の通するある而已なれは其苦痛の耐へ難きは固より言を俟たさる處なり然れとも胸中猶は一點磨す可らさるの勇氣ありて自ら綽々たる餘裕を存せるものゝ如し

諸氏を護送する日既に定りたるをあれは其妻子親族朋友舊故は勿論郡中の人民は名殘を惜み大津を始め草津、石部水口、土山等の諸驛各村に充滿し押合壓合袖を濡して路傍に待ち居たりしか程なく十一挺の檻車は來たれり

拾一番發頭人　三上村庄屋　平兵衛

拾番徒黨頭　市原村庄屋　治兵衛

九番徒黨頭　宇田村庄屋　宗兵衛

八番徒黨頭　杣中村百姓　平治

七番徒黨頭　松尾村庄屋　喜兵衛
六番徒黨頭　岩根村庄屋　彌八
五番携りの者　深川村庄屋　安右衛門
四番携りの者　氏川原村百姓庄　五郎
三番亂妨頭　上野村百姓　九兵衛
二番立交りの者　油日村百姓　惣太郎
一番十萬日日延書附持、針村百姓　文五郎

右の如く針村文五郎を先とし順次十一挺の鶤鷄駕籠に數多の組子を附隨せしめ最と嚴重に警固して關源之進、戸田嘉十郎は勿論石原、多羅尾兩代官の手代數人前後に附添ひ列を正して通過するにぞ群集の老弱男女は思はず平兵衛大明神と呼び治兵衛大權現と叫び落淚合掌し東海道筋近

江路を通過する二日間余は號泣の聲絕えざりけり
又石部驛には重なる親族の人々待ち迎へ訣別の爲め面會を願ひけるに關源之進等之れを許したり然るに諸氏は六箇月間所謂る地獄も啻ならざるの苦楚を嘗めたるをあれば其瘦せ衰へたるを一方ならず加之其間一度の沐浴をも爲さゞりければ此の世の人とは思はれざる迄に其容貌を變じ妻子も遽に其夫其父たるを知る能はず只茫然として居たりけり檻車の中には最早や見るを能はずと諦らめ居たる吾が妻ま子に圖らず遇ひたるをなれは思はず頸を差延べて妻子の名を呼びければ妻子は檻車に縋り附き聲を放て哭泣せり石部驛中の老若男女は此の狀を見て共に涙に噎ひ袖を濡らさぬものはあかりけり獨り十一人の四人

のみは妻子親族に對し自愛せよ健全に消光せられよと云ふの外他の語なく此の一言の中には限りなき悲哀の情を含みて暗涙を呑むも哀顏唯微笑を帶びて訣別せり嗚呼悲かな百年の恩愛も將に此の一笑一語の間に絶せんとす此時土川平兵衛は

人のため身はつみ咎に近江路を

別れていそく死出の旅だち

と一首の辭世を口吟せり扨又土川平兵衛、田島治兵衛の内子は鄙婦の泣を爲さす情を撓め意を抑へ滿涙睫たに滿るを掩ひ先つ其所天に向ひ家内のを子供のとは如何樣にもして過き往くへし之を心に掛くるを無く速かに江戶に着して其志を達せられんとを祈願すと恭しく別語を告け且

つ他の有志者にも懇切に別辭を述へたりとなん茲に最も悲しむ可きは藤田宗兵衛なり宗兵衛は訣別の際千愁萬淚の中に卒然目を瞑きて鬼籍に入れり然るに數多の親族其場に在るも之を如何ともする能はす吏は獸類の屍を取り扱ふ如く穢多をして之を驛外れの馬棄場に埋ましめたり其他深川村の田中安右衛門は桑名驛に於て氏川原村の山中庄五郎は藤枝驛に於て皆黃泉の客となり同しく馬棄場に埋められたり悲慘の極と云ふ可きかな然れとも骨を沙礫に曝らし屍を馬革に裹むは丈夫の敢て辭せさる所なり三士恐らくは亦其骨を馬棄場に埋まれたるを恨まさる可し只憾みとする所は天遽かに之れを奪ひ其懷く所の珠玉をして幕府老臣の前に捧呈せしめさるの一事のみ然れと

も是亦深く悲しむに足らす三士の英魄靈氣異物と共に腐敗せす一髪千鈞も啻ならさる八士の危きを擁護して恙なく江戸に達せしめたるは思ふに三士の冥助ありしに由らさらんや果して然らは三士の死は是れ生に勝ること遠きものなり

德川時代の江戸、呉服橋、北番所の大白洲には町奉行を始め陪席の有司等威儀堂々として遙か上坐に在り前後左右には與力、同心列を正して並居たり暫くして書記は恭しく闕源之進、戸田嘉十郎か復命書を讀上くれは上位の有司は眼を尖くして白洲の八人を見下し先つ國所より八名年齢等を問ひ糺し而して曰く

共方共は士民の分際を以て御上を憚らす一揆徒黨を企

て剰さへ御用物まで破却に及ひ公儀を恐れさる致し方不届き千萬なり加之大津の白洲に於て強訴の始末一言も白状致さざるは抑も何事なるそ卒ざ當所に於て有體に申し上けよ

と睥み付たる其顔色猛くして恐る可し流石六十余洲の法權を掌る有司とは知られたり此時菱繩にかゝり白洲の砂に蹲まり獄卒に取圍まれ組上の魚よりも猶は脆ろき八人の囚人は其精凝て白氣となるまて日夜熱望せし大白洲のをなれは爰そ一生懸命と勇氣昔日に百倍し毫も臆する氣色なく先つ首を下けて一同に敬禮を表す是に於て土川平兵衛は徐ろに頭を擡け餓鬼の如く痩せ衰へたるをも打忘れ市野を擯斥せし義擧の當時に在る者の如く凛然として

目を上坐の有司に注き陳述せんとするや否や後ろの方に
聲ありて

天窓が高い低頭ぶき居れ

と呼はりたり是れ獄卒等か上官に對する訣言なり是時上
座の有司は遙かに目を獄卒に注いて曰く

此の者共は身體余程疲れ居れは勞はり遣はせ

と又目を土川に轉して曰く

三上村の平兵衛とやら苦しうない其儘にて言上致せ

是に於て土川平兵衛は陳して曰く

私共は此度の御撿地を以て公儀の思召より出たるも
のとは嘗て信せす只世人を苦しましめんとする盜賊
の奸策なりと確認せしなり何となれは仁保川筋村々

檢地御着手以來御公役に似合しき所爲は一も之れ無く上に不忠にして下に害あるのみなり其巨細を申上れは市野殿は自分の臆測を以て空地何町何反と先つ其概略の數を定ゐて請印を取り之れに石盛を付し更に冥加金と名義を設けて其地を法外なる高價にて賣戻す可きの强談に及ひたるをあり而してこれを肯せさるときは漫りに日子を費して雜費を貪り以て大いに其村方を苦しめんとを謀り猶は正理を唱て肯せさるときは十一尺六寸の竿に盛るに十二尺二分の目を以てし之を二間竿と稱し本田より測量し其剩る所を空地なりとし之れに石高を付し又は見舞金と名つけて人民を脅迫し金銀物品を掠奪する等暴虐言ふに忍

ひさるものありこれを撿地御條目を奉戴し御仁政を助くる御公役と謂ふを得可きか且つ市野殿は尾州、仙臺、彦根此の三藩の領地には毫も足を入れす手を下さゝるこそ不思議なれ若し疑はしと思召さは三藩の領地たる各村人民を御吟味あらは事忽ちにして明瞭す可し且つ三上村より甲賀郡菩提寺、正福寺、岩根等の各村に至るには南櫻村を經るか順路なり然るに同村は廣幡殿の領地なるか故に同村の人民は領主の威勢を恃のみ市野殿をして其地先きたも踏ましむるを許さゝりけれは市野殿も止むを得す使者を京都に遣はし廣幡殿に歎願し漸く許可を得て其地先を通行するを得たり公家、大藩の領分に對しては讓避するを此

の如くにして旗下又は小藩の領分に對しては苛酷なる撿地を行ひ民財を貪ほるを此の如し是れ强きを避けて弱きを虐くる者に非すして何そや公明正大ある公儀の役人にして豈に斯る不法を行ふの理あらんや苟くも人民を水火に擠さんとするもの之を御公役と云ふを得可きか天下の御公役たる者は公平無私にして赤子を愛する如く億兆を愛し御當代の天下をして萬世不朽に傳へしめんと鞠躬盡力す可き筈あり抑も去る丑年十一月京都町奉行所より私共を召されたる時も御料、私領を問はす村々地先きの空地及堤外寄り洲地の新開きと成る可き場所を見立て御見分仰せ出されたる旨の御達なりしに付其旨の御請書を差上け

置たるなり未た本田御檢地の御請書は致したるを之れなし然るに市野殿の檢地は大に御達の主旨に違ひたれは是れ全く名を僞り民を苦しめ天下を亂さんとする大盜賊なりと認めたり故に村々の人民を募集し鼓を鳴らして其賊を追ひ攘ひたる迄にして一揆徒黨を企て御公儀に敵するの意思は毛頭之れなきなり伏て願くは寬大の恩典を以て以來此の如き民賊の天下を橫行致さゝる樣御保護あらんをを

と口角沫を飛して辨しけるに田島治兵衛、黃瀨平治、中藪喜兵衛、藤谷彌八等も市野か仁保川筋の檢地に着手せし以來常に茂三郞の身邊を離れす檢地の不當なる事より賄賂公行に至るまて一點も漏さす取調へ之れを胸中に蓄へ置き

公儀の白洲に出頭せは一時に吐露して彼れか奸曲を發かんものと數月の間辛酸に耐へ居たるをなれは足腰こそ立たされ其精神は凜として動かす何れも死を決して其顚末を陳述したり出席の有司は諸士の拷問に疲れたるの非常なるを目擊し忽ち惻隱の心を發し且つ陳述の理非分明なるに感しけん肅然として聞き畢り其日の白洲を閉ちたりける其后幕府は更に探偵吏を江州に派遣し諸士の陳述に因て撿地の實跡を取調へたるに毫も其言ふ所に相違なかりけれは扨てこそ憐愍の處置に及ひ數等の減刑を爲したりとなん而して撿地のことは遂に息みたりき京都町奉行所は幕府の命を受け東番所に於て裁判宣告する次第左の如し

大津の牢に殘りし谷口庄內、鵜飼彦四郎外八人は皆門前拂にて闕所江戶十里四方近江國御構ひ其他鐘撞、笛吹、狀使の者に至るまて田地屋敷の欠所にて近江國御構ひのものあり又は其村限り御構ひの者あり但し欠所取扱方は皆其領主に托せり

膳所藩士中村式右衛門を除くの外廿三人押込、遠藤藩士貳人押込、貳人御呵、水口藩士物頭細野亘、同市橋金右衛門百日の閉門高田彌左衛門外十六人押込多羅尾久右衛門の手代二人押込、石原淸左衛門の手代二人押込、京都與力、同心四人押込、甲賀郡磯尾村山伏八人押込、石部驛の內手錠押込十七人、氏川原村百姓二人、宇田村百姓七人、杣中村百姓二人、市原村百姓一人、野洲郡戶田村年寄一人、百姓二人、小篠原村百姓

三人皆手錠押込ヽ今濱村今川直右衛門手錠ヽ矢島村林宗左衛門役義取上け但し天保十四年卯十二月に言渡し十五年辰の正月に輕きものは放免す其重き者は百ヶ日とす三上藩貳士の如きは百日間青竹縛りありと云ふ今平野八右衛門の宣告狀を得たれは左に寫して讀者の一覽に供す

平野八右衛門儀江州村々新開場御見分有之候を百姓共難澁に存右御見分御猶豫之儀村々之者共黨を結ひ可及强訴と三上村御勘定市野茂三郎様御旅宿江多人數可押寄之取沙汰承り茂三郎樣へ及注進候處其砌鎭方御差圖無之候迚一己之手配致し候は素より當前之儀其後茂三郎樣より夫々御差圖有之制方致候砌徒黨之者共より野洲川筋以後御見分無之旨之書付申請度抔品々不法之事共申募り候はゝ

嚴重に可取計處多人數手餘り候迚何れも申立に任せ取次遣候段不都合之取計殊に御見分御猶豫の書面茂三郎様より請取徒黨之者共へ相示候處右書付には印形無之追而證據に難相成抔杣中村平兵衛申立以の外如何之筋に候處猶又右之趣茂三郎様へ申立御調印有之候間合を待兼石瓦等投散し又は右御旅宿内へ立入御用書物長持等打毀品々及狼籍之節柴山金馬外貳人倶に拔刀を以立向追拂候而も其後十萬日御見分御猶豫之書付貰請度旨強而申立候由大谷治之助を以申聞候迚藤井鉄五郎殿へ申談猶又右書付取次遣候次第一體手弱之取計右始末不埒に付押込被　仰付る

右者天保十四年卯十一月廿九日京都東御役所に於て伊奈遠江守様より御達し

掛り與力目附方　山田宮次郎

大谷治之助同樣押込
神山靫次郎並川村五平急度御叱り
伊崎瀨一郎、平野粂藏は不埒之筋も不聞候に付無構
中村式右衞門は江戶表に回され江戶十里四方近江國御構と云ふ刑に處せられたり然れども本多侯は其罪に非さるを恤み苗字を近藤と改めさせ竊かに納れて舊來通りに祿せしと云ふ
京都西町奉行田村伊勢守の部下に屬する與力下田耕助、不破伊左衞門、東町奉行伊奈遠江守の與力田中寬三郎、神澤末之助外數人は穢多貳人に罪札一箇つゝを持たせ江州に出張し三上村閭外に之れを建つ其文に曰く、

江州野洲郡三上村

病死　庄屋平兵衛

此者儀强訴徒黨の義に付ては兼て嚴重の御觸も有之處江州村々新開場御見分之義巨細に糺請候而者一同難澁可致と右見分猶豫の義色々申合惣代を以奉行所に及愁訴候はゝ自然願も可相立と存候に附尤見分の義に附而は決して願箇間敷義致し間敷と領主より別段申渡も有之候上は容易に發言も難致併手段を以取計候はゝ必定顯れ間敷と肥物直段引下け方重の名目に致し右見分猶豫の願可致と村々の者共江申通候處右之願に心得自然入氣一同致候處に於て會合等相催し又は野洲川筋村々見分有之候跡に至り奉行所江出願致候ては必手後れに可相成候此上は村々擧

つて御勘定方旅宿に歎願致し候より外有之間敷と決心致し右之趣紬中村文吉江及內談同人重も立市原村庄屋治兵衛と談判の上回狀差出し野洲郡外二郡村々の者共に徒黨致し人家等打こぼち其上御勘定旅宿前江多人數押寄及強訴剰さへ御用物長持其他打碎き品々及狼籍候次第に至り候段不恐公儀致方右始末不屆至極に附存命に候得者三上村に於て獄門に行ふ可き者也

卯十一月

江州甲賀郡上野村

病死　百姓九兵衛

此者儀は强訴徒黨之義に付而者兼て嚴重の御觸も有之候處江州村々新開場見分有之候を難澁に存し右見分猶豫之

義杣中村文吉と重も立三上御勘定方旅宿ゝ村々擧つて歎願可致旨横田川原江人數集方致候節右人數に立交り場所に於て五反田村久太夫其外之者居宅可相毀旨杣中村平治差圖に隨ひ岩根村八右衛門具に人數懸引等致し又者針村文五郎一同石部宿其外所々に於て酒飯爲差出呑喰致し其上徒黨之者共一同御勘定方旅宿ゝ押寄及强訴候節見分猶豫之義に附勝手儘之書面申請度旨右者平治より申し調印又は文言等相好渡し方猶豫有之候を待兼同人差圖に任せ此者先立一同旅門內に取出在之御用物長持其外打碎き候段不恐公儀致方右始末不屆至極に付存命に候得者三上村に於て獄門に行ふ可き者也

卯十一月

右の罪札は三日間肆らし置き放火致す可き旨を三上村の役人に申達し而して土川平兵衛の妻みさを始め男榮吉次男周次郎長女さや二女いさ三女ちへ此の六人は野洲川原に於て擲き拂の刑に處し家屋諸道具其他田畑屋敷等は欠所とし其處分のみは遠藤家の吏員に托し與力は京都へ歸りたり

徒黨内談に一度にても立合たる庄屋は役義取放しの上に科料として青銅五貫文つゝ小石打として仕立たるもの一千余人に青銅貳貫文つゝ其外三郡村々庄屋に拾貫文つゝ年寄に三貫文つゝ又高百石に付貳貫文つゝ其他三大寺村油屋藤助（是れ嚢に横田川原にて諸行無常と題したる小旗を打振りたる老人なり）外數人御呵り

此の科料金上納の爲めに京都は一時錢相場騰貴し公事宿は前代未聞の混雜なりしと云ふ

附言

甲賀郡菩提寺村庄屋伊地知佐兵衛を京都町奉行所に召し幕府老中土井大炊頭より白銀五枚を褒美として下渡せり但し一揆の同家を怨み押寄たる節佐兵衛は我家を捨置き三上村に馳け付け市野の旅館に注進したるを賞したるなりと云ふ

市野茂三郎は京都神泉苑町に逗留し十二月に至り江戸に歸る途中小田原驛にて腹を屠て死せりと或は江戸に歸り罪せられて庶人となり老て流涙し居たりとも云ふ

該事件の裁判は總て土井大炊頭之れに關し水野越前守は

毫も關係するを能はさりしと且幾くも無く職を免せられたりき是を世に三上騒動又は甲賀一揆と云ふ桐陰石村貞一編輯する所の明治新刻國史略天保十三年壬寅の記に曰く

是歳。家慶使市野茂三郎撿諸國田地既畢將抵近江近江民蜂起襲其次舍茂三郎執槍護簿櫃一人横奪之擲中茂三郎茂三郎驚怖遁歸撿地遂寢　遠藤胤統届書

想ふに桐陰註する所の胤統とは當時幕府の若年寄たりし三上藩主從四位下遠藤但馬守胤統のをならん然るに茂三郎の近江に來るや天保十二年辛丑十二月なり而して國史略記する所此の如し是れ特り胤統の届書に據り其實を委せさるに由るものならん明治二十六年有志之士相謀り私

に一祠を三上山の麓に建設して當時殉難の諸士を合祭し之を保民祠と名つけて永く英魂を祀らんとす又石を横田川に立て題して曰く天保義民之碑

背水氏曰。予修天保義民錄。至土川平兵衛說黃瀨平三郎之處。未嘗不舍筆而歎也。曰里正之職。非護民則已。苟在護民。則死生患難。不可以不救焉。夫以一里正。而居然以國家之安危自任。豈非信道之篤。而自知之明者哉。故能捐身以救斯民於塗炭之中。可謂仁矣。而終古莫以表其德。悲夫。明治維新已來。政府勵精圖治。欲均天下地租。正經界。定地價。然猶有所未得平衡。故四方志士。唱地價修正之說。事將就緒。使土川氏有知。

亦可以瞑矣。嗚呼。如土川氏者。節義巍然。與山川並存。足以維持世道人心於千載之下。比之一時立身不全終者。相距奚啻天壤哉。

天保義民錄終

天保義民錄拾遺

土川平兵衞者野洲郡三上村の人なり三上村鎭座の御上明神に附屬する所の士あり其等三ッに分つ土川氏は其中等の士なり傳へ云ふ明神鎭座の初めより三上村に住すと平兵衞天資慈仁言に訥にして行に敏なり陽明王子の學を喜び中江藤樹の人と爲りを慕ふ壯なるに及て里正となる躬行實踐を以て先とす人皆其行に服す嘗て守山驛助鄕勤番たり蒲生郡弓削村外數箇村より代勤を委任す是の時に當て助鄕賦役の負擔特くに大藩の領民には輕く小藩及び旗下士の領民に重し平兵衞其不公平なるを慨し爲めに狀を具へ往て道中奉行某に訴ふ實に文政十一年戊子五月なり

道中奉行爲めに其弊を改む其佗人民の爲めに氣を吐き權を護るを數回市野茂三郎撿地の事起るに至て遂に身を以て難に殉す父を平兵衛と曰ふ母は坂田氏名はイシ同村坂田又右衛門の女なり妻市木氏名はミサ同村市木作左衛門の長女なり子二人榮吉、周次郎女三人平兵衛は天保十四年癸卯夏四月二十有五日江戸の獄中に沒す時に年四十三屍を千住の小塚原(千住の刑場なり)に埋む坂田又右衛門馳て江戸に抵り仝年五月十六日を以て千住の回向院に於て葬儀を營なむ法諡を得善信士と曰ふ(千住回向院は本所回向院の支院にして刑場の側に在り)

田島治兵衛者甲賀郡市原村の人なり家は世々松平小之助

（以前は八十郎と云ふ采地一千石の旗下の士なり）知行所の里正たり治兵衛人と爲り强禦を畏れず矜寡を侮らす故を以て鄕人の爲めに重ぜらる市野茂三郎地を撿するに當て人民の悲嘆哭泣路に盈つ治兵衛聞くに忍びず遂に志を決して難に殉す父を治兵衛と曰ふ母某氏妻山本氏名はセキ深川村山本市右衛門の女なり子平吉外二人あり治兵衛は天保十四年某月江戸の獄中に沒す時に年六十一屍を千住の小塚原に埋む

藤田宗兵衛者、甲賀郡、水口領、宇田村の人なり家は世々里正たり宗兵衛幼にして穎悟、壯なるに及て父の職を襲き慈惠を以て名を著す曾て擢せられて大庄屋となる文政五年水

口驛、助郷の事に任し出府して道中奉行に訴へ遂に効を奏す其賞として領主より苗字帶刀を許さる市野茂三郎近江の田地を檢するに當て暴虐至らざるなし宗兵衛之れを憂ひ其弟宗三郞に告て曰く吾れ將さに斯の患害を除かんとす汝ち如何と爲すや宗三郞曰く事の成否を措て問はす亦以て國に報するに足れり不似敢て力を盡さゝらんや顧ふに事固より難し一言以て計を定む可らす然りと雖之れを要するに一死以て報するにあり苟も生を圖れは事必す成らす宗兵衛欣然として曰く是れ吾か心を獲たり相倶に其謀を爲す茂三郞が野洲川筋、各村に移るの日既に迫るや斷然志を決し水口驛の大庄屋山村十郞右衛門を其家に訪ひ之れに謂て曰く暴吏將さに吾藩の封疆に入り人民を害せ

んとす救はざる可らす今吾れ一身を犧牲に供し義旗を飄かへし暴吏を逐ひ以て人民を救はんと欲す因り人民騷擾するをあるも請ふ之を放任せよ他日責命あらは某し自から之れに當り毫も吾藩を煩はさす足下吾か爲めに之を重役に致せ十郎右衛門倥偬地方役所に造たり具申す郡奉行大に驚ろき宗兵衛を召し謂て曰く公儀に對し不忠ある其罪輕からす盡そ謹み檢地を受けざるや宗兵衛憤然色を作て曰く暴吏を逐ひ人民を安するは道を以て公儀に事ふる者なり暴吏の爲す所に任かし人民の塗炭を顧りみす不忠是より大ゐるものなし奉行、默然良や久して曰く百事其意に任す可し今日の事は余れ深く之を秘し必す他に漏さす是に於て宗兵衛掌を拍ち感喜の情を表し辭して去り逐に

兄弟相携て難に殉す宗兵衛の父をも亦宗兵衛と曰ふ母某氏妻山崎氏宇田村山崎善太郎の女なり子一人是亦宗兵衛と曰ふ女三人宗兵衛天保十四年三月五日石部驛に沒す時に年六十四宗三郎兄に先つて大津の獄に死す宗三郎子一人宗四郎と云ふ

因に記す同村の人民は氏の恩に報ひんか爲めに以來三月五日を以て全村の唯稱寺に於て祭典を擧るを例とす

又明治二年氏の墓を唯稱寺に移せり

黄瀬平治者甲賀郡水口領杣中村の人にして黄瀬兵右衛門の支族なり人と爲り正實にして言と必す信に行ひ必す果す其軀を愛します人の緩急に赴むく郡中皆其義を多とす

田島治兵衛志を決するや先つ平治に告く平治奮然腕を扼し進て曰く公等老衰戰場に驅馳す可らす我れ其衝に當る可しと終に市野茂三郎に迫り撿地無期の中止を爲さしむ弟黃瀨平兵衛別に家を爲す兄の虎穴に入るや坐視するに忍ひす憤然兄を助けて市野に迫る故を以て闘源之進等の暴酷なる訊鞫に遇ひ兄に先たち天保十三年十二月廿五日大津の白洲に於て鞭扑の下に斃る時に年四十一其墓大津驛觀念寺にあり平治父を平次郎と曰ふ母某氏妻宗家兵右衛門の妹なり子二人文太郎、平四郎女二人平治は天保十四年某月江戸の獄中に沒す時に年四十七屍を千住の小塚原に埋む

中斸喜兵衛者甲賀郡水口領松尾村の人なり家は世々里正たり之れを貴くするも喜はす之れを賤くするも怒らさるは其性なり苟も民に利して已れに行ふに廉なるは其行ひなり藤田宗兵衛と斷金の友たり撿地の事起るに當て藤田宗兵衛先つ喜兵衛に謀る喜兵衛慨然として曰く君に事ふる所以のものは乃ち其民を助けんと欲すれはなり何すれそ贊成せさらんや手を執て死を同ふせんをを盟へり其檻して江戸に送らるゝや嗣子藤左衛門加藤侯に哀訴し驛奴となりて父の乘る所の鶤鶏駕籠を舁て土山驛に至る其心訣別の辭を告けんと欲するに在り然るに此日や風雨劇けしくして其聲へ駕中に通せす大聲すれは監吏の聞かんをを懼れ終に其志を果さすと云ふ藤左衛門は之れを終天の

遺憾とし後風雨の日は生を殺さす腥きを食せず父を喜兵衛と曰ふ母某氏妻谷氏同村谷磯右衛門の女なり子無し同村安達角兵衛の次男を養て子とす藤左衛門是なり喜兵衛は天保十四年某月江戸の獄中に沒す時に年六十一屍を千住の小塚原に埋む

藤谷彌八者甲賀郡水口領岩根村の人なり禀性沈毅氣溫にして語確たし翕然として人の望たり家は世々大莊屋たり彌八は蒲生郡上羽田村久保源右衛門の三男にして幼名を榮三郎と曰ふ藤谷家の養子となり名を彌八と改め養父の職を襲く姉は水口藩細野家に嫁す當時人心恟々たるや細野亘來て彌八の心事を問ふ彌八從容として曰く頃日肥料

騰貴し農家困難す故に其直下けのを京都の町奉行所に嘆訴せんと欲するのみ其他を知らすと酒を細野に進め恰然として對飲し談笑相樂む然るに其翌夕に至り矢川神社に於て人民の勢揃へを爲すや彌八も亦發頭人中にありと聞き亘其膽勇に感し竊かに人に語て曰く常人をして事に茲に處せしめは顏色辭氣變する所ある可し然るに彼れ昨夕吾れに語るに顏色異なる所なく言語常の如し若し彼をして戰國に生れしめは必すや大功を立つ可しと養父を彌八と曰ふ養母小南氏名はシュ妻養父の女なり子茂左衛門外二人あり女三人彌八は天保十四年四月二十五日江戸獄裏の病人溜場に沒す時に年五十二骸を千住の小塚原に埋む上羽田村久保伊七、彌八の屍を鄕國に改葬せんと欲し往

て政府に嘆訴すれども聽れず遂に千住の回向院に詣り僧に請ひ仝年五月廿八日を以て葬儀を營なむ法諡を篤順信士と曰ふ

田中安右衛門者甲賀郡深川村水口領の人なり家は世々里正たり幼にして孝順長して敦厚故を以て鄉黨の爲めに信愛せらる曾て京都町奉行所より召され撿地の命令を聽くや深く之を憂ひ市野茂三郎の暴狀を見るに及て心を決して土川平兵衛等に與みし倶に死を同ふす父を安右衛門と曰ふ母某氏妻山本氏同村山本安兵衛の女なり子一人忠兵衛、安右衛門は天保十四年三月七日を以て桑名驛に沒す時に年五十一(埋屍之地未詳)

山中庄五郎者甲賀郡水口領氏川原村(明治八年に宇川と改む)の人なり家は世々里正たり庄五郎亦壯なるに及て父の職を襲く勤功あり加藤侯之れを賞し米三石を賜ふ氏稟性惠を好む常に人に語て曰く獨り貴とく獨り富む予れ之れを耻つと早く職を辭し氏田庄左衞門を推して里正とし閑靜自から守る市野茂三郎の地を撿するに當て深く邦家の爲めに憂ひ志を決して難に殉す父を庄五郎と曰ふ母某氏妻早川氏同村早川清藏の女なり子二人源七、仙右衞門女一人トミ庄五郎天保十四年三月十二日を以て藤枝驛に沒す時に年四十二屍を藤枝驛正定寺の墓地に埋む和尙諡して曰く正譽空法覺道信士

因に記す氏と同しく事に與みし大津の白洲に於て鞭扑の下に殪れたる同村の石川市之丞なる者あり此二人の恩に報ひんか爲に同村の人民は三月十二日を期し一村休業して同村の稱名寺に於て讀經供養を爲すを例とす

田島九兵衛者甲賀郡上野村（同郡に上野村二箇あり一を新上野と呼ひ一を油日上野と呼ふ是れ其の油日上野なり）水野河内守（五千五百石の旗下の士にして邸は江戸麹町九段坂にあり）知行所の人なり資性義を好み人の阨困に赴く而野茂三郎を三上の次舍に襲ふて帳簿を破毀せし一人なり闔源之進等簿櫃に始めて手を下せしものを索むること急なり然るに人皆他に譲りて自白するものなし源之進終に

石部古道の平五郎と九兵衛とに擬し兩人をして對決せしむ平五郎苟も免かれんを勉む九兵衛斷乎として答て曰く我ゐり我れ衆に先たち竹槍を以て簿櫃の蓋を割りたりと是に於て亂妨頭となり檻して江戸に送らる父を九兵衛と曰ふ母某氏父母倶に既に亡し氏未た婚せす天保十四年某月江戸の獄中に沒す時に年三十七屍を千住の小塚原に埋む

杉本惣太郎者甲賀郡油日村酒井紀伊守（采地七千石の旗下にして邸は江戸神田小川町にあり）知行所の人なり天保十三年に當て年三十四惣太郎天資任俠勇力を以て自から居る市野茂三郎の次舍を圍むや力を極めて帳簿を破壞す惣

太郎は同郡神村廣瀨園右衛門の二男にして杉本家の養子となる養父を太左衛門と曰ふ養母某氏妻養父の女なり名はミツ子一人彌三郎共江戶に護送せらるゝや同志の人皆死す惣太郎獨り佃島に放流せられ後數年にして島中に沒す或は曰く氏亦獄中に沒すと暫く記して疑を存す

宮島文五郎者甲賀郡針村稻葉丹後守（山城紀井郡淀城主）領地の人なり賦性朴直檢地中止の證書を以て衆皆遠藤藩の吏員に托せんとするや文五郎獨り之れを不可とし曰く是れ官より民に與へし證書なり宜しく民間に保護す可し何ぞ官吏に返すことあらんやと强て請ひ持ち歸る父を文五郎と曰ふ母某氏妻八田氏子二人源三郎、武兵衛、文五郎天保

十四年四月十八日を以て江戸の獄中に沒す時に年五十屍を千住の小塚原に埋む

西浦九兵衛者甲賀郡水口領杉谷村の人なり家ハ世々里正たり天保十三年に當て齡既に古稀然れとも矍鑠として猶職に在り始め闘源之進等江戸に護送する囚人を十二人と定め三月四日を期し將さに大津を發せんとす氏も亦其中の一人なり然るに三月二日夜氏や遽かに大津の獄中に沒す時に年七十一父を九兵衛と曰ふ母某氏妻坂口氏名はミキ野洲村坂口重藏の長女なり子三人九郎兵衛、平三郎、藤八女一人

黃瀨文吉者甲賀郡水口領杣中村の人なり性閑雅壯時擢せられて里正となる村治精明一鄉之に化す年五十にして職を辭し寛閑の野に耕し優游以て樂しむ市野茂三郎の暴狀を見るや奮然齒を切して曰く吾れ此の民賊と倶に同しく天を戴かすと遂に土川等と謀を定め市野を攘ひ萬民を救ふ其事本記にあり父を小平と曰ふ母某氏名はハツ妻山脇氏名はマツ北脇村山脇與三郎の女なり子一人延安と曰ふ醫を業とす女三人文吉は天保十三年十二月某日京都二條城の獄中に沒す時に年五十七

因に記す同村の人民は氏及ひ黃瀨平治其他數人の爲めに高さ八尺の石碑を全村西德寺の境內に建て以て其靈魂を慰すと云ふ

又記す土川平兵衛、田島九兵衛の刑名既に定まるや諸氏も亦家は闕所となり遺族は追放せらる然るに田島治兵衛は其地頭松平小之助之れを憐れみ平吉のみを追放し他は家に居らしめ竊かに財産を保護せしめ而して一箇年を經て後ち平吉も亦家に歸るを得せしめ財産を賜ふ故を以て家屋田圃の全きを得たり其後甲賀郡新治村三好隆益、田島家の財産公衆の爲めに傾きたるを慨し其挽回を謀るも世を憚かり公然爲す能はす遂に名を稻荷講に籍り其利益を田島氏に贈る故を以て會計の困難も亦漸く免れたりと云ふ藤田宗兵衛以下水口領の諸氏も亦皆加藤侯の保護を以て三年の后ち遺財總て子孫に賜ひ竊かに相續を爲さしむ宮島文五郎は遺財は沒收せ

られ家族は追放せられ源三郎は兄なるを以て江州に居る能はす遂に大阪に往き武兵衛は弟なるを以て漸く高木伊勢守の采地同郡平松村の豪族宮島作次郎の庇護を蒙むり平松村に住す太政維新に際し四民苗字を許さるゝに及て宮島を冐す作次郎を宗家とする故なり杉本惣太郎は其子彌三郎漸く自村に居るを得たり獨り土川氏の子は兄姉四人皆死し末女チヱ而已存するも三上村に居る能はす京都滋野井殿の舘に婢たり然るに幼時家の劇變に遇ひたる爲めかチヱも亦健忘の如くにして一生婚するを能はす維新の後三上村に歸り村民の保護を受けて漸く露命を繫き明治廿六年に當て六十四才の老女なり嗚呼悲しきを之れに比するものなかる可し然り

而して其子孫皆王政復古の運に會ひ明治元年大赦の特典を蒙り全二年縣に屬するものは縣より藩に屬するものは藩より公然相續を成す可き命を拜し茲に始めて青天白日を視るを得たりき伏して惟みるに天保十四年二月畏くも比叡山延暦寺に祈禱を仰せ付られし

仁孝天皇の宸襟も茲に至て亦安んせらるゝをあらん嗚呼」

今上陛下の洪德巨澤天地に同し祝せさる可けんや歡はさる可けんや

弘化元年甲辰秋九月水口驛大德寺住職光譽、義民の冥福を祈らんか爲めに五輪塔を其境內に建つ高さ十五尺强あり然れとも世を憚かりて一字を刻せす此日や郡民期せすして四方より集り來て事を助け一日にして成功す

と云ふ

背水氏曰。澆季人情。唯利是視。獨此諸子。恂恂慕義。見死如歸。其言足以起人。其行足以厲世。然幕府之世。不許稱揚焉。是以其名堙滅而不傳。余所輯義民錄。惟可觀當時義擧之蹟。而不可知其爲人之生平也。因問之古老。或質之戚族。記以爲拾遺。附于卷末云。

天保義民錄拾遺畢

明治廿六年八月卅一日印刷
明治廿六年九月　三日發行

版權所有

定價金六拾錢

著者兼發行者　滋賀縣野洲郡中洲村
當時東京市芝區城山町四番地寄留
河郁吉三

印刷者　東京市神田區錦町三丁目廿五番地
熊田宜遜

印刷所　東京市神田區錦町三丁目廿五番地
熊田活版所

發行所　東京市虎の門外今入町廿四番地
高知堂

大販賣所　東京市日本橋區通壹丁目十九番地
大倉孫兵衛

大販賣所　滋賀縣大津町字上京街
太田支店

全國大賣捌所

大坂南久寶寺町四丁目	前川善兵衛
京都市寺町通四條上ル	田中治兵衛
肥後熊本新二丁目	長崎次郎
薩州鹿兒島仲町	吉田幸兵衛
名古屋市本町三丁目	川瀨代介
越後長岡表四ノ町	目黑十郎
羽前山形七日町	五十嵐太右衛門
神戸相生橋詰	熊谷久榮堂
肥前佐賀伯山町	河內壯介
筑後久留米米屋町	菊竹書店
信州長野大門町	西澤喜太郎
岐阜市泉町	郁文堂
水戸市上市泉町	川又銀藏
上州前橋曲輪町	煥呼堂
橫濱辨天通二丁目	丸善書店
仙臺市國分町二丁目	高藤書店
千葉本町三丁目	多田屋支店
伊勢津市大門町	河島九右衛門
函館末廣町	魁文社
靜岡市江川町	廣瀨市藏
越中富山四十物町	中田書店
仝　西町	大橋甚吾
阿波福島通二丁目	坂井萬吉
羽後秋田市茶町菊ノ町	成見淸兵衛
江州大津	澤一次郎
甲府柳町	五明堂正八
陸奥弘前土手町	今泉道三郎
飛彈高山町	桝屋重兵衛

大倉書店出版書目錄

（日本橋通壹丁目十九番地）

文學博士小中村清矩先生閲華族女學校講師關根正直先生
第一高等中學校教授小中村義象先生共編

中等教育 日本史要　全二冊

四號活字菊判石版地圖挿畫入上製本

上卷郵稅共正價金五十五錢
下卷郵稅共正價金六十錢

元老院議官長岡護美君題辭文學博士小中村清矩先生序大和田建樹先生序
小中村義象先生校閲並序文學士高田早苗先生校閲明石中和先生校閲并序林　善助先生著
文部省撿定濟

教科摘要 新體日本歴史　全二冊

上卷正價金六拾錢郵稅金拾錢
下卷正價金九十錢郵稅金拾二錢

明石中和先生校閲　林　善助先生著
文部省撿定濟

教科摘要 新體日本地誌　全二冊

上卷正價金六十錢郵稅金十錢
下卷正價金六十錢郵稅金十錢

明石中和先生著

教科摘要 新體支那歴史　全二冊

上卷全一冊正價金七十五錢
下卷近刻　郵稅金十錢

理科大學教授理學博士横山又次郎先生校閲第一高等中學校教授篠野乙次郎先生著

地文學教科書

洋裝美製脊革金文字入

全一冊　洋綴美製　正價金六十錢　郵稅金八錢

村山自彊先生編纂
中等教育 **漢文學教科書** 第一、二卷既刊一冊正價金三十錢郵稅六錢三號活字菊版上等製第三卷近刊

英國カルテリー氏著 日本宮崎言成譯
萬國商業地理書 全一冊 正價金五十五錢 郵稅金六錢

村山自彊先生編纂
普通教育 **國語學文典** 全一冊 正價郵稅共八十錢
●附錄 助字之部 全一冊 正價金拾五錢郵稅金貳錢

前横濱正金銀行頭取小泉信吉先生序 日本銀行員大塲多市先生著
實用 **銀行簿記例題** 全二冊 正價金六十五錢 郵稅金六錢

能勢榮君序 白井規矩郎著
中等教育 **音樂教科書** 全一冊 正價廿錢 郵稅二錢

英人ディクソン著 佛人アリヴェー佛譯 日本志賀二郎和譯
英佛和學校用會話新篇 全一冊 正價十五錢 郵稅貳錢

野村文擧先生畫編
小學 **日本畫帖** 全十六冊
尋常科（壹ヨリ四迄壹冊ニ付六錢五厘・
全八冊（五ヨリ八迄壹冊ニ付六錢
最上等和紙摺
高等科（定價九ヨリ十二迄壹冊ニ付六錢五厘
全八冊（十三ヨリ十六迄壹冊ニ付七錢
郵稅一冊二錢
全部十六錢

●該日本畫帖模樣圖罫紙　拾枚定價一錢五厘郵稅二錢

關根正直　阪正臣共編
筆のゆきかひ
上卷一册　並製正價金貳十八錢郵稅六錢
下卷近刻　上製正價金三十六錢仝六錢

米國經濟學士彼理氏原著　日本川本清一譯
改正増補 **理財原論**　全一册　正價金壹圓　郵稅金十二錢

獨逸アロイス、ビショッフ氏原著　飯山正秀君譯
財政學　全一册　正價金六十五錢　郵稅金六錢

英國ホウエリリー氏原著・杉浦重剛君序　佐久間剛藏先生校補　小野太郎先生譯述
論理原論　全一册　正價金六十錢　郵稅金六錢

英國博士アレキサンダー、ペイン氏原著　日本宮中顧問官西村茂樹先生序
谷本富先生　森本確也先生譯註
心身相關之理　全一册　正價金七十錢　郵稅金六錢

島田豊先生譯
斯邊瑣代議政体　全一册　正價金十五錢　郵稅金二錢

法典調査委員法學博士　岡村輝彦校閲　辨護士　齋藤正毅著
日本手形法解釋　全壹册　正價金廿五錢　郵稅金四錢

改正
商法正文

商事會社及共算商業組合
手形及小切手
破產法

全一冊　正價金五錢　郵稅金二錢

三井銀行大阪支店長高橋義雄著

第二版
商政一新

洋裝美製本
全一冊　正價金六十錢　郵稅金六錢

北海道全圖

洋裝全一折　正價金四十五錢　郵稅金四錢

東京地圖調製所編輯

新撰東京全圖

洋裝全一折　正價金四十錢　郵稅四錢

米國カナダ、トリニチ中學校教頭理學士アーサー、ロイド氏序
東京英語學校校長杉浦重剛先生校閲幷序　曲直瀨愛先生校閲
東京英語學校松下丈吉先生校閲幷序　奚疑島田豐先生增訂纂譯

再訂
增補
和譯英字彙

全壹冊　正價金二圓拾錢
第八版　重量四百五十匁送本費御自辨ノヿ

製本體裁
製本　最上等洋裝美製總革金文字入縱六寸六分橫四寸五分厚サ三寸　用紙ハ舶來最上紙質ヲ用フ　紙數一千七百五十餘ページ及石版圖入段詰一ページ二列百段詰語數十三万五千餘言　挿圖一千六百餘圖及卷尾ニ圖彙ヲ添フ

ヲースチン、ナッタル氏原著

デスク辭書

全壹冊　正價金廿錢　郵稅金二錢

叐疑島田豐增補校閲　中村國太郎譯

增訂
挿圖 **英和デスク辭書**　寸珍全一冊　正價金二十三錢　郵税金四錢

中村國太郎著

袖珍
文學士辰巳小二郎先生增補校閲　叐疑島田豐先生纂譯

和英字彙　全一冊　正價金卅五錢　郵税金四錢

增訂
挿圖 **和譯英字彙**　全一冊　正價金九十錢　郵税十四錢

第一高等中學校獨逸語敎師福島鳳一郎先生纂譯

挿圖 **和譯獨逸字彙**　正價金壹圓八十五錢　郵税金十四錢

製本體裁最上等洋裝美製金文字入縱六寸三分横四寸三分厚一寸六分全一冊○用紙舶來最上質ヲ用フ○段詰一ページ二列百四段詰○紙數六百五十ページ餘●語數六万餘言●挿圖三百餘圖

古筆了悦校閲　九代狩野壽信編輯

本朝 **畫家人名辭書**　全二冊　正價金八十錢郵税六錢　帙入金九拾錢全十二錢

内藏頭子爵杉孫七郎君題字　本間耕曹君序　松本楓湖縮畫

菊池容齋畫譜　全二冊　帙入絹表紙　正價金二圓五十錢郵税金十二錢

瀧和亭先生著畫

耕香館畫賸　全部四冊　正價金二圓廿五錢　郵税金貳拾錢

文學博士黒川眞頼先生題歌　幸野梅嶺先生編畫
梅嶺百鳥畫譜
全六冊　正價金二圓三拾錢　郵税金十六錢

清美會編輯
繪畫帖
全二冊　一冊ニ付正價金五十錢　郵税金六錢

河鍋曉齋先生畫
曉齋畫談
全四冊　正價金一圓廿錢　郵税金十四錢

文學博士小中村清矩先生　久米幹文先生序文　渡邊省亭先生編畫　文學博士黒川眞頼先生題歌
省亭花鳥畫譜
全三冊　正價金一圓三十五錢　郵税金拾四錢

幸野梅嶺先生著畫
梅嶺菊百種
全三帖　正價一冊金四十五錢　郵税壹冊ニ付金六錢

葛飾北齋爲一畫
萬職圖考
全五冊　正價金一圓五十錢　郵税金拾八錢

葛飾北齋爲一畫
北齋花鳥畫傳
全二冊　正價金六十六錢　郵税金八錢

兒玉永城編輯
新撰古代模樣鑑
全二冊　正價金九十錢　郵税金六錢